

第3回 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会

日時：令和8年5月15日(金)

午後2時から

場所：富士山南東消防本部三島消防庁舎
3階消防センター

1 開 会

2 報告事項

(1) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地 公募及び公有地抽出結果

資料1

(2) 第1次評価（適合評価）の結果について

函南町候補地

資料2-1

熱海市候補地

資料2-2

3 協議事項

・ 第2次評価（比較評価）について

資料3-1～資料3-3

4 その他

第2回広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会会議録

参考資料1

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定フロー

参考資料2

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定スケジュール(変更後)

参考資料3

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 委員名簿

氏 名 (外部委員は五十音順)	所属・役職	備考
中澤 博志	静岡理工科大学建築・都市デザイン学部教授	
平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会会長	委員長
柳井 薫	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会会長	
臼井 貢	三島市環境市民部長	
杉山 和哉	裾野市環境市民部長	
三枝 壮一郎	熱海市市民生活部長	
椎田 清隆	長泉町都市環境部長	
加藤 裕一	函南町厚生部長	

○ 3市2町担当課 出席者

	市町	所属	役職	氏名
1	三島市 (事務局)	廃棄物対策課	参事 (課長)	杉山 慎太郎
2		廃棄物対策課 ごみ処理施設整備推進室	主幹 (課長補佐)	新井 晋
3			主幹	橋本 泰浩
4	裾野市	生活環境課	課長	志村 敏博
5			係長	杉山 貴
6	熱海市	環境課	課長	高瀬 智幸
7		環境課 ごみ処理広域化推進室	室長	西村 厚紀
8		環境課 環境センター管理室	主幹	野口 真道
9		環境課 ごみ処理広域化推進室	副主任	木村 海夏人
10	函南町	環境衛生課	課長	浅沼 聡
11			課長補佐	二藤 光
12			係長 (焼却場長)	梅原 彰祐
13	長泉町	くらし環境課	課長	杉山 光司
14			副主幹	露木 宏孝

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 公募及び公有地抽出結果

1 公募の結果

(1) 期間

令和7年7月28日から令和7年10月31日まで

(2) 公募の概要

広域一般廃棄物処理施設建設候補地公募要項に基づき、2市2町で実施

(3) 結果（市町及び個所数）

函南町 1か所（別添位置図参照）

2 公有地等抽出の結果

(1) 期間

令和7年7月18日から令和8年3月31日まで

※ 当初は公募と同じく令和7年10月31日までを予定していたが、構成市町から、地域住民との調整のための時間を確保したい旨の意向が示され、ごみ処理広域化検討協議会にて協議し、令和8年3月31日まで期間を延長した。

(2) 公有地等抽出の概要

3市2町において、公有地等から広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定基準に合致する土地を抽出

(3) 結果（市町及び個所数）

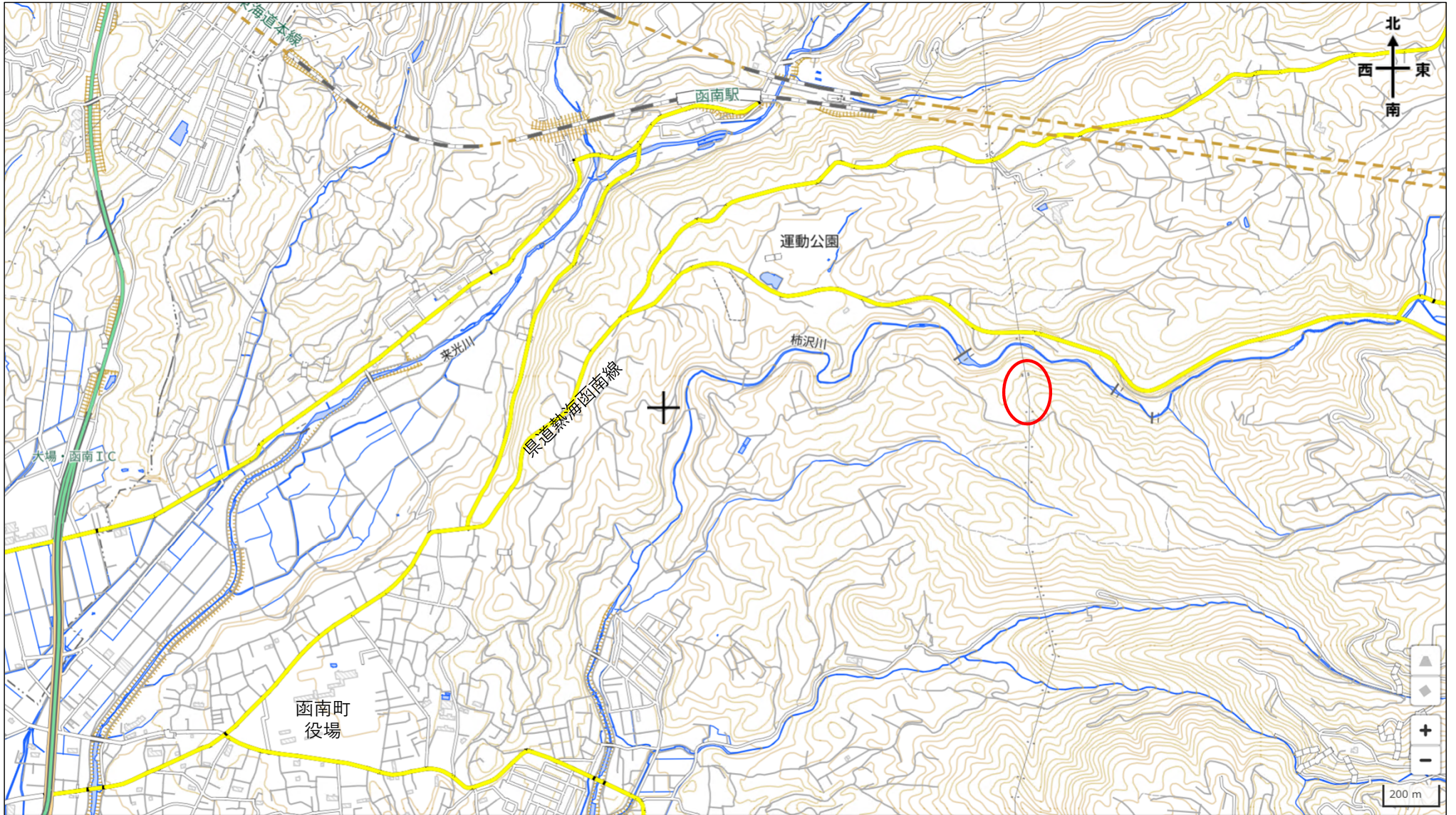
熱海市 1か所（別添位置図参照）

3 候補地選定の流れ（参考資料2，3参照）

内 容	時期
候補地の公募	～令和7年10月末
候補地の公有地等からの抽出	～令和8年3月末
第3回 建設候補地選定委員会 公募・公有地抽出の候補地の評価・検討	令和8年5月15日(金)
第4回 建設候補地選定委員会 候補地評価結果取りまとめ	令和8年7月17日(金)
ごみ処理広域化検討協議会 建設候補地の協議、1か所に選定	令和8年8月
各市町が広域化への参加意思表示 (広域化枠組み決定)	令和8年11～12月

位置図

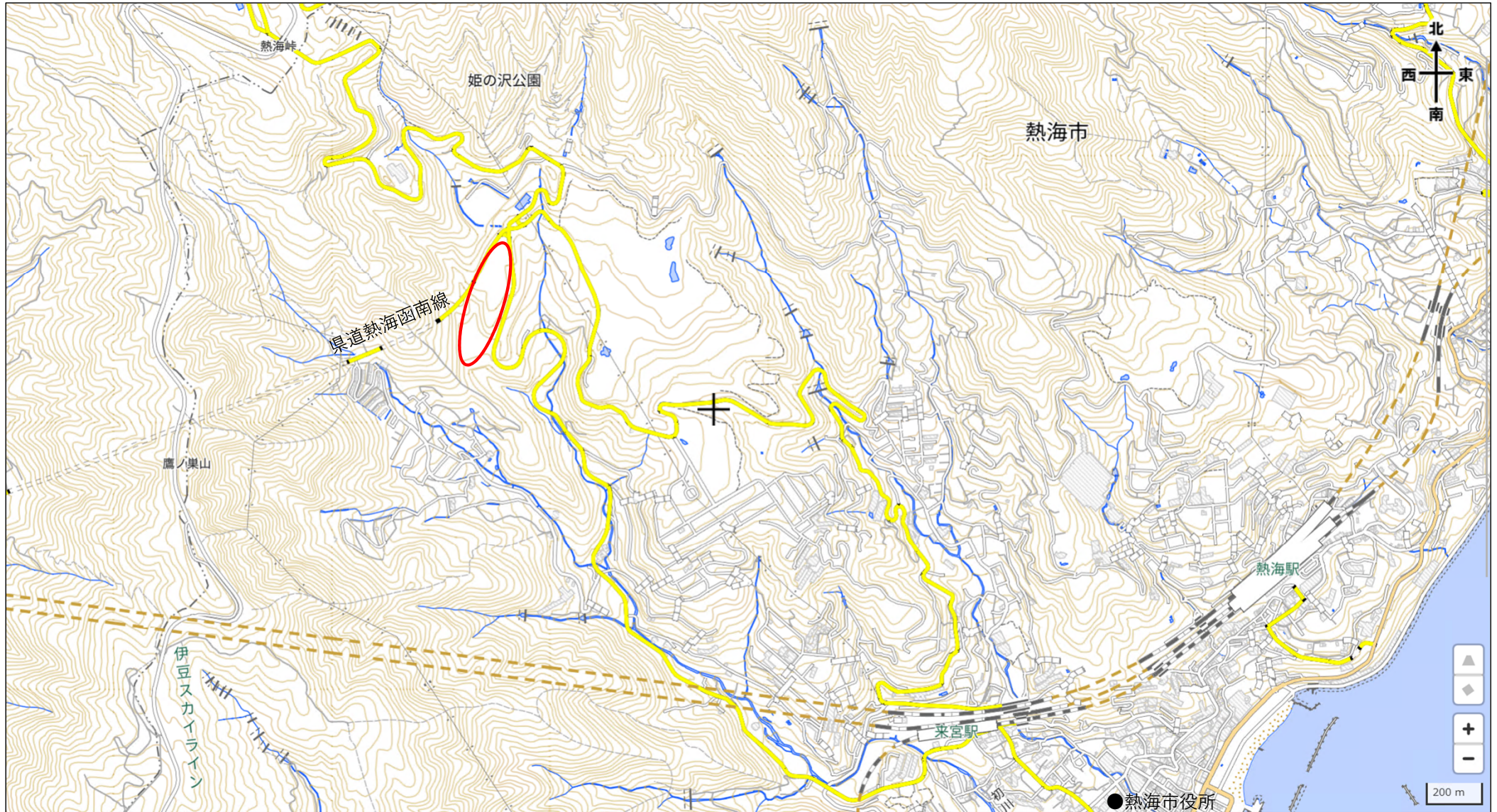
函南町候補地（公募）
所在 函南町平井1721-142ほか



位置図

熱海市候補地（公有地抽出）

所在 熱海市熱海字笹尻1804番70 ほか



広域一般廃棄物処理施設建設候補地 第1次評価

(応募地) 函南町平井地内

No.	項目	内容	検討内容	評価結果
1	面積要件	概ね 2ha 以上の土地	面積は約 2.3ha	○
2	用地取得の 確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	土地所有者同意あり	○
3	法規制地域 外	広域一般廃棄物処理施設を整 備することが困難な規制地域 を含まないこと。	検討資料 1 のとおり	○
4	地形地物の 状況	移設が困難な構造物が存置す る土地、不整形地の土地は除 く。	検討資料 2 のとおり	×
5	市町土地利 用計画との 整合	他の公共事業計画に該当する 土地は除く	函南町総合計画、都市計 画マスタープラン等をも とに確認した結果、公共 事業等の計画されている 地域ではない。	○

第1次評価結果（適合評価）	適合しない
---------------	-------

【評価の概要】

- ・ 「1. 面積要件」、「2. 用地取得の確実性」、「5. 市町土地利用計画との整合」については、要件を満足している。
- ・ 「3. 法規制地域外」については、砂防指定地を含む土地であったため、応募された内容では要件を満足しないとの評価になる。ただし、砂防指定地と重なる部分の面積を差し引いても「1. 面積要件」の概ね 2ha 以上の土地を確保できることから、要件を満足すると評価する。
- ・ 「4. 地形地物の状況」については、応募地は2つの土地に分かれており合わせて 2ha 以上となるものであるが、土地の間に町有地の道（幅員約 2m）及び鉄塔が存在し、応募地には送電線路に関する地役権が設定されている土地が含まれている。また、標高差が 70 m 前後ある土地であることから造成を行うことで利用可能面積が更に減少することが考えられる。「3. 法規制地域外」における砂防指定地を除外する条件と併せて概略の造成面に関する検討を行ったところ、4,000~5,000 m³程度の平坦地を確保できる可能性があるが、造成面の形状を考慮すると、建物が配置できる面積は更に小さくなる。厳しい地形条件や鉄塔・送電線の存在により施設計画に制約が生じる可能性を併せて考慮した結果、整備を想定する施設を配置する実現性が低く、不整形地と判断した。

上記の検討により、第1次評価では、選定基準に適合しないと評価する。

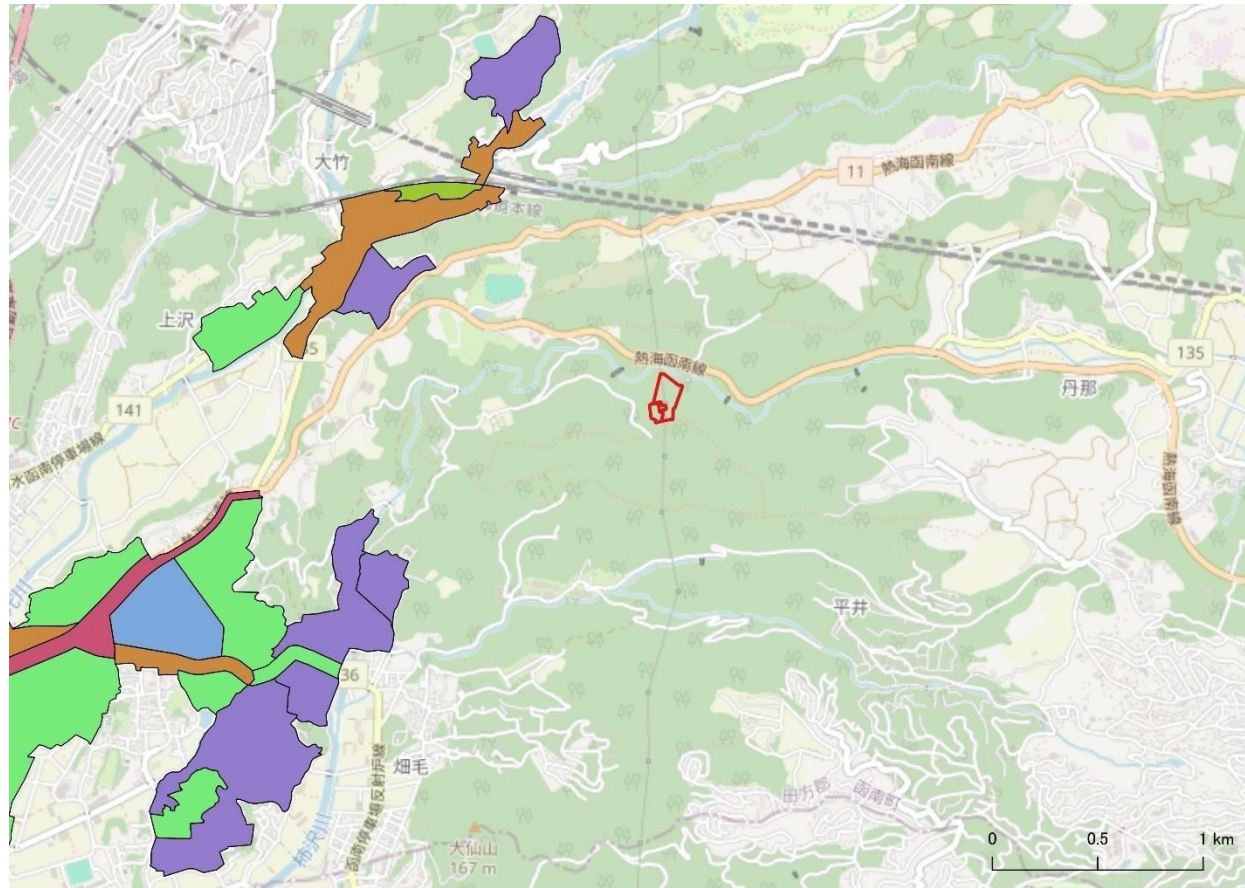
除外対象とする法規制地域

No.	法律名	除外条件	評価結果
1	都市計画法	住居系地域及び商業系地域を含む場合	○
2	河川法	河川区域を含む場合	○
3	急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域を含む場合	○
4	砂防法	砂防指定地を含む場合	○
5	地すべり等防止法	地すべり防止区域を含む場合	○
6	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を含む場合	○
7	海岸法	海岸保全区域を含む場合	○
8	港湾法	港湾区域内の指定地域、臨港地区を含む場合	○
9	自然公園法	国立公園の公園区域を含む場合	○
10	自然環境保全法	自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域を含む場合	○
11	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区を含む場合	○
12	文化財保護法、静岡県文化財保護条例、3市2町の文化財保護条例	国、県及び各市町指定文化財を含む場合	○

※関係機関との協議により、法規制解除の見込みがある土地は除外対象としない。

都市計画法

(除外条件：住居系地域及び商業系地域を含む場合)

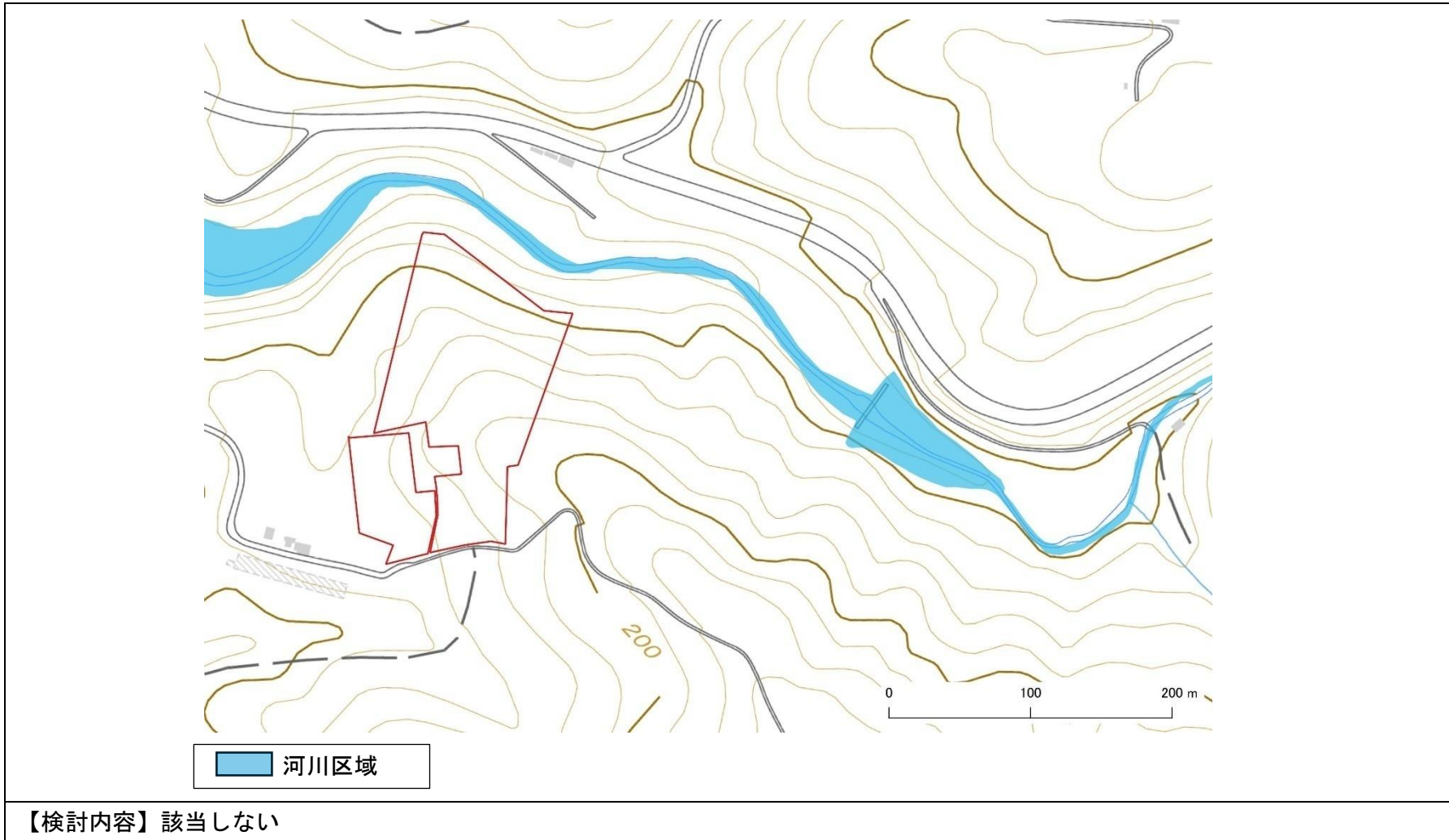


- | | | |
|---------|--------------|--------------|
| 準住居地域 | 第一種中高層住居専用地域 | 第二種住居地域 |
| 第一種住居地域 | 第一種低層住居専用地域 | 第二種中高層住居専用地域 |

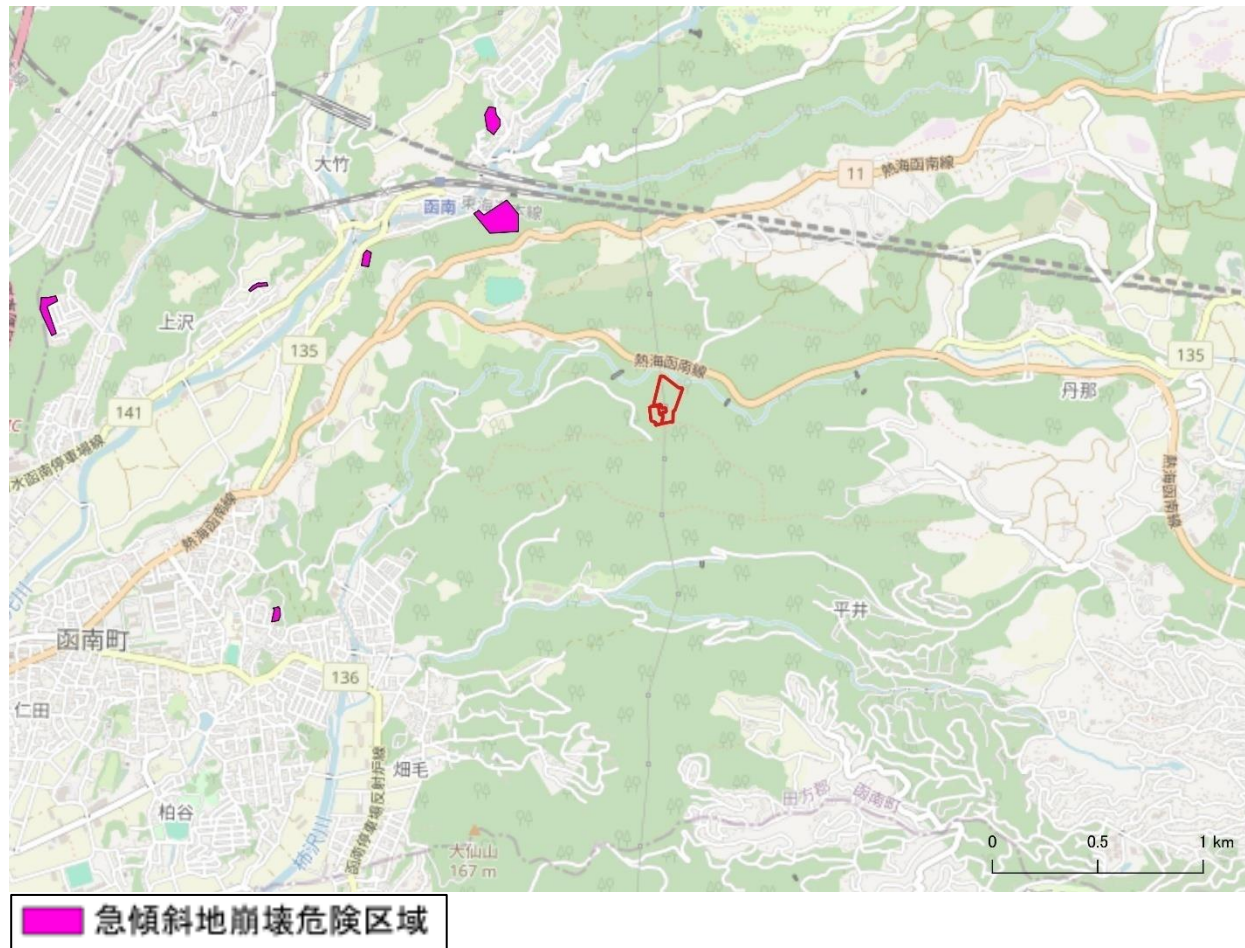
【検討内容】 該当しない

河川法

(除外条件：河川区域を含む場合)



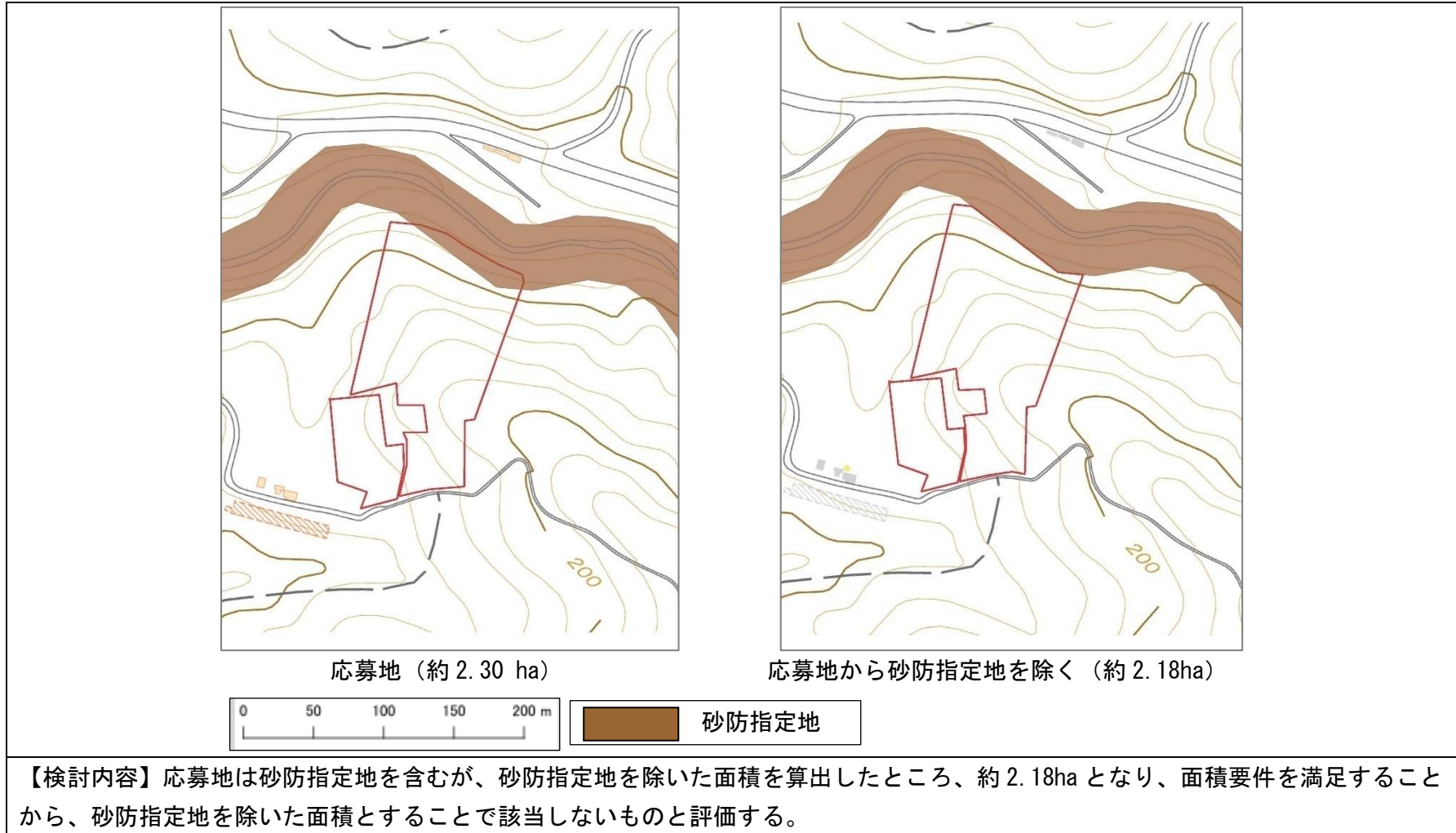
急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律
(除外条件：急傾斜地崩壊危険区域を含む場合)



【検討内容】該当しない

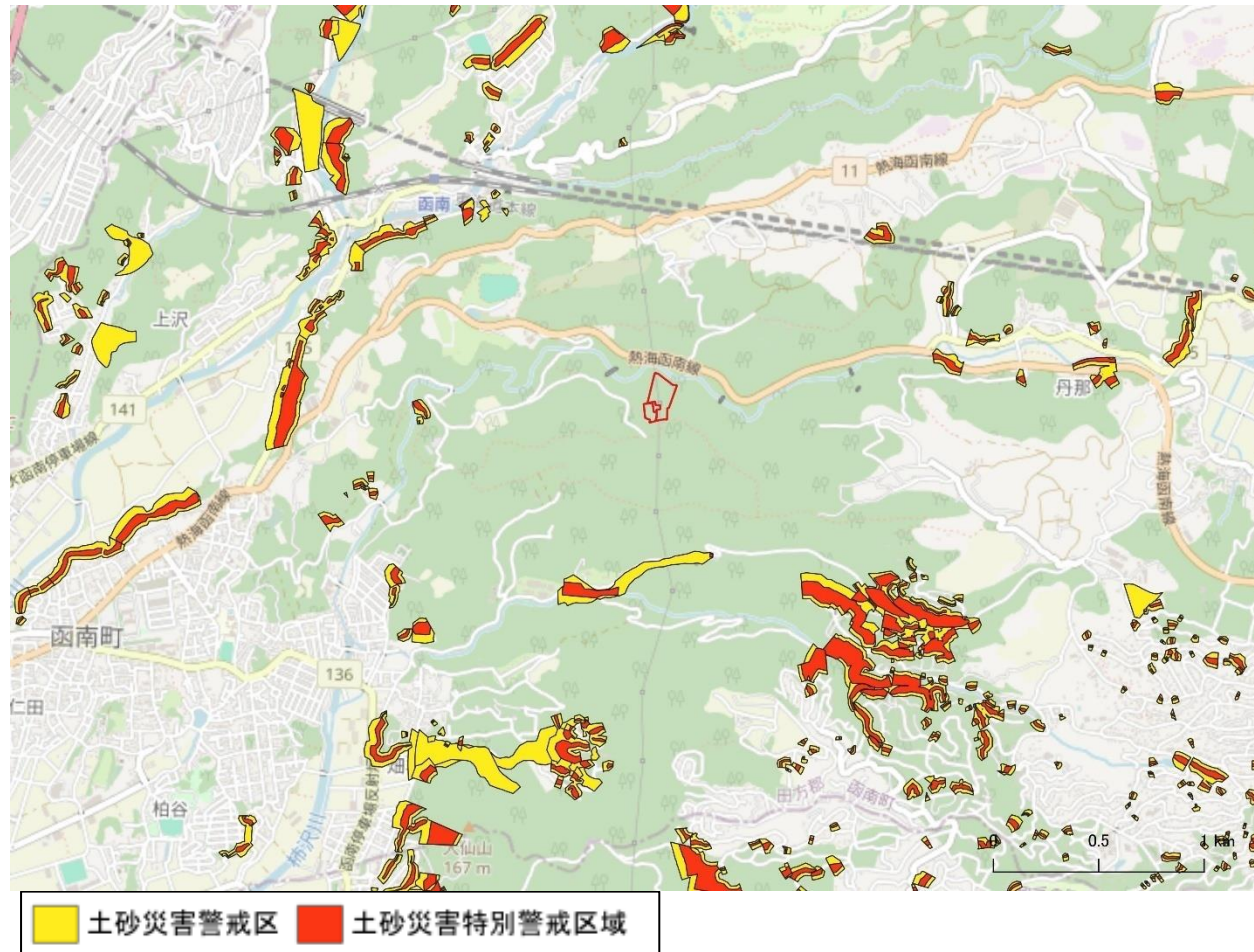
砂防法

(除外条件：砂防指定地を含む場合)



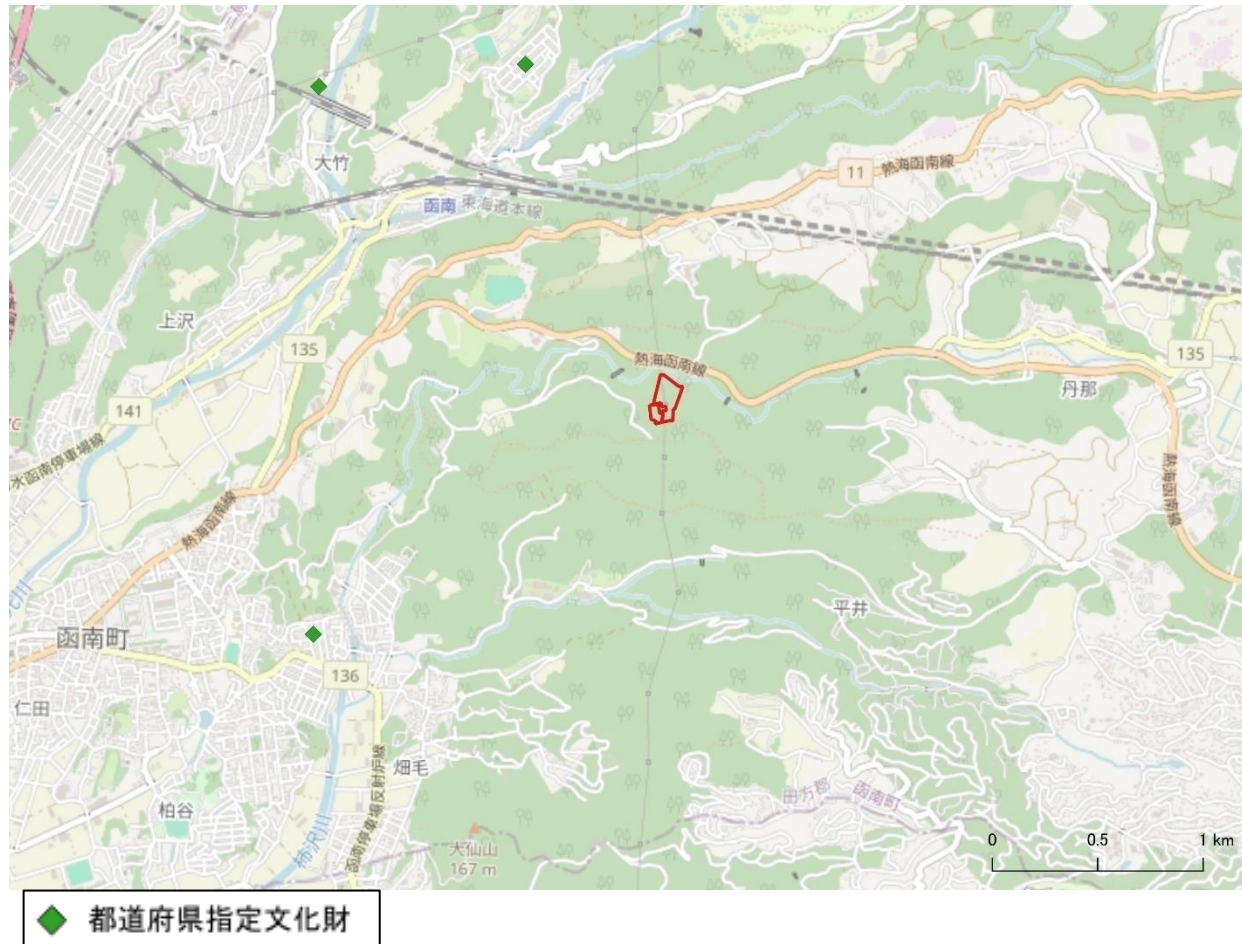
土砂災害防止法

(除外条件：土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を含む場合)



【検討内容】 該当しない

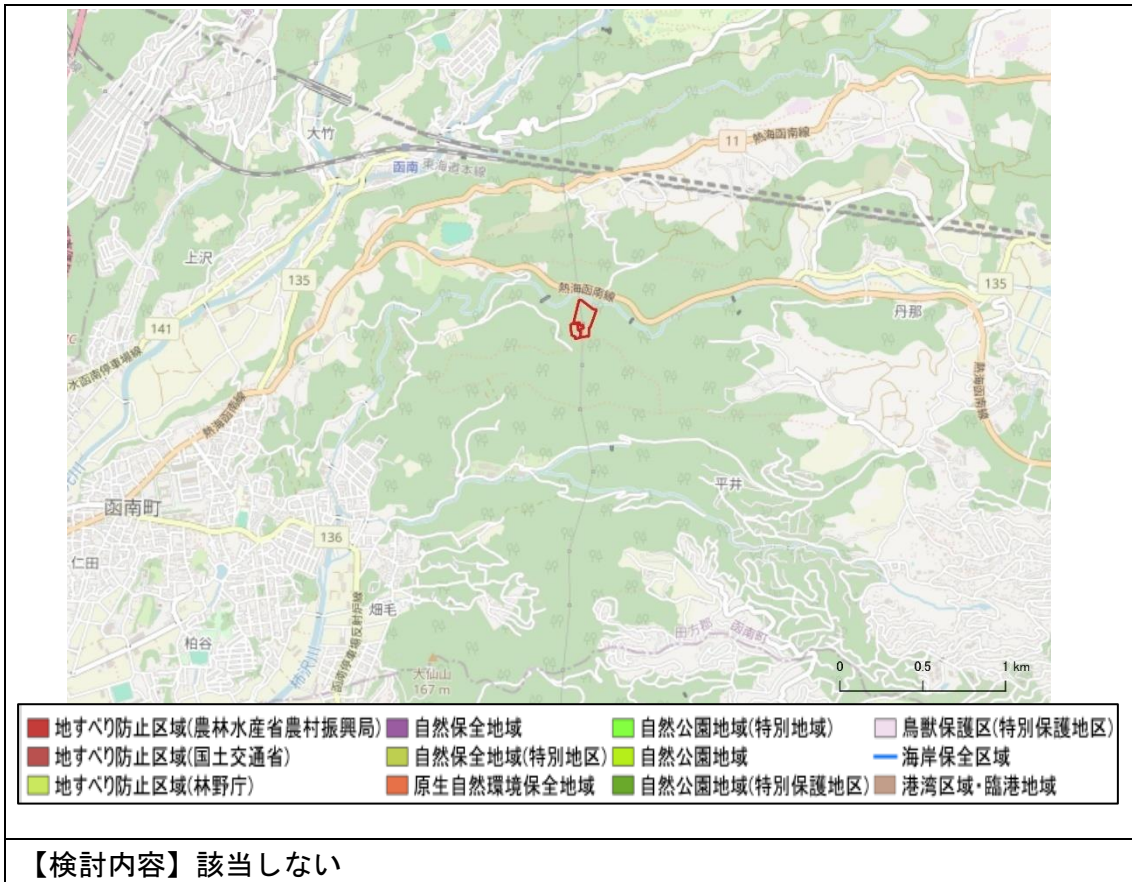
文化財保護法、静岡県文化財保護条例、3市2町の文化財保護条例
(除外条件：国、県及び各市町指定文化財を含む場合)



【検討内容】 該当しない

周辺に該当エリアなし

- ・地すべり等防止法（除外条件：地すべり防止区域を含む場合）
- ・海岸法（除外条件：海岸保全区域を含む場合）
- ・港湾法（除外条件：港湾区域内の指定地域、臨港地区を含む場合）
- ・自然公園法（除外条件：国立公園の公園区域を含む場合）
- ・自然環境保全法（除外条件：自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域を含む場合）
- ・鳥獣保護及び狩猟に関する法律（除外条件：特別保護地区を含む場合）





【前提条件】

- ・ 整備を想定する焼却施設（広域処理 300 t /日）の配置が可能か検討する。また、マテリアルリサイクル推進施設については、広域で整備するか現段階では未定であるが、参考として検討に加える。整備を想定する施設の建屋面積は、類似規模施設の事例を考慮して 8,000 m²程度とする。
- ・ 応募地の一部の土地（上空に送電線が存する土地）には、地役権（権利者：東京電力パワーグリッド株）として「①送電線路の最下垂時における電線から 3.6mの範囲における建造物の築造禁止」「②爆発性引火性を有する危険物の製造、取扱及び貯蔵の禁止」「③送電線路の支障となる工作物の設置、竹木の植栽禁止」が設定されている。
- ・ 送電線に近接する事業となるため、電気事業法に基づく保安確保の観点から、東京電力パワーグリッドとの協議が必要となり、排ガスが送電線に及ぼす影響を考慮し、煙突の位置、高さ、排ガス温度等に条件が付される可能性がある。



【検討内容】

送電線路の直下の土地が使用可能とした場合において、想定する施設の建屋（類似規模施設の事例を考慮して建築面積 8,000 m²程度）の配置を検討した。敷地の中央付近に鉄塔があるため、建屋の配置が制限され、周回道路を考慮すると敷地内には収まらないと判断した（上図参照）。なお、現地は高低差約 70m の傾斜地であり、利用可能な面積はさらに狭くなるため、実際には上図のような配置はできない。

次ページ以降で造成の概略図を作成し、確保できる造成面の可能性を検討した。

造成面の概略検討

敷地の標高差が約 70m前後あること、敷地が 2ha 程度であることから、確保できる造成面について概略検討を行った。造成により設置する補強土壁の高さは「補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル（第 4 回改訂版）」における適用壁高範囲として盛土高さの 20mとし、造成レベルは標高 180m、170m、160mの 3 ケースとした。また、幅員 8m程度の周回道路を確保することを想定した。

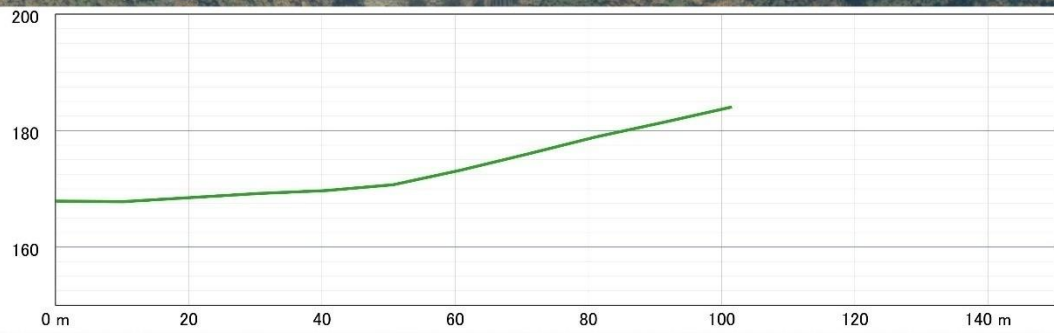
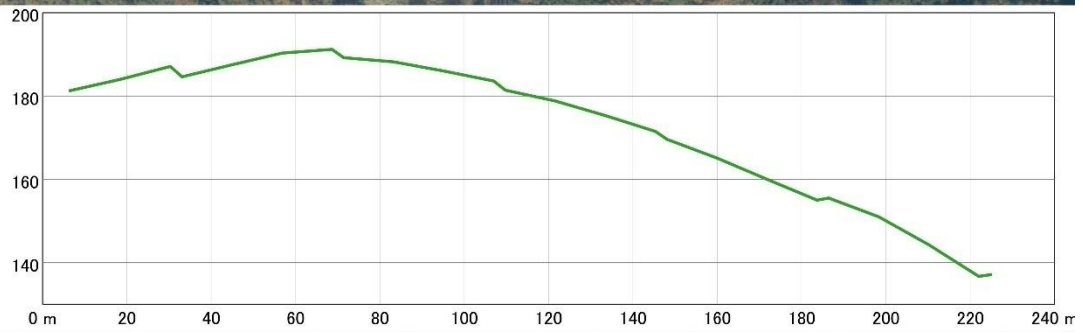
検討結果は下記及び別添配置案に示すとおりである。

なお、設備構成を考慮した建屋の配置を考えると長方形等の角型の形状となることから、利用可能面積は記載の面積よりも狭くなることも留意する。

ケース	検討概要
A 案（平坦地の計画高を 180mとした案）	建築面積として約 4,340 m ² が利用可能と考えられる。
B 案（平坦地の計画高を 170mとした案）	建築面積として約 4,960 m ² が利用可能と考えられる。現地盤との標高差が大きくなり切土法面が発生する。
C 案（平坦地の計画高を 160mとした案）	建築面積として約 3,960 m ² が利用可能と考えられる。現地盤との標高差が大きくなり切土法面が発生する。
D 案	補強土壁を 2 段に分け、平坦地の計画高を 170mとした場合、約 5,700 m ² が利用可能と考えられる。しかし、20m 級の長大な補強土壁を 2 段で設置する場合、上下段の補強土壁が互いに干渉しあわないか現地盤の地形地質条件等を含めた詳細な検討が必要である。砂防指定地に隣接する厳しい地形条件を鑑みた場合、調整池の設置の可否等、実現性に多くの課題が想定されることから、検討から除外する。

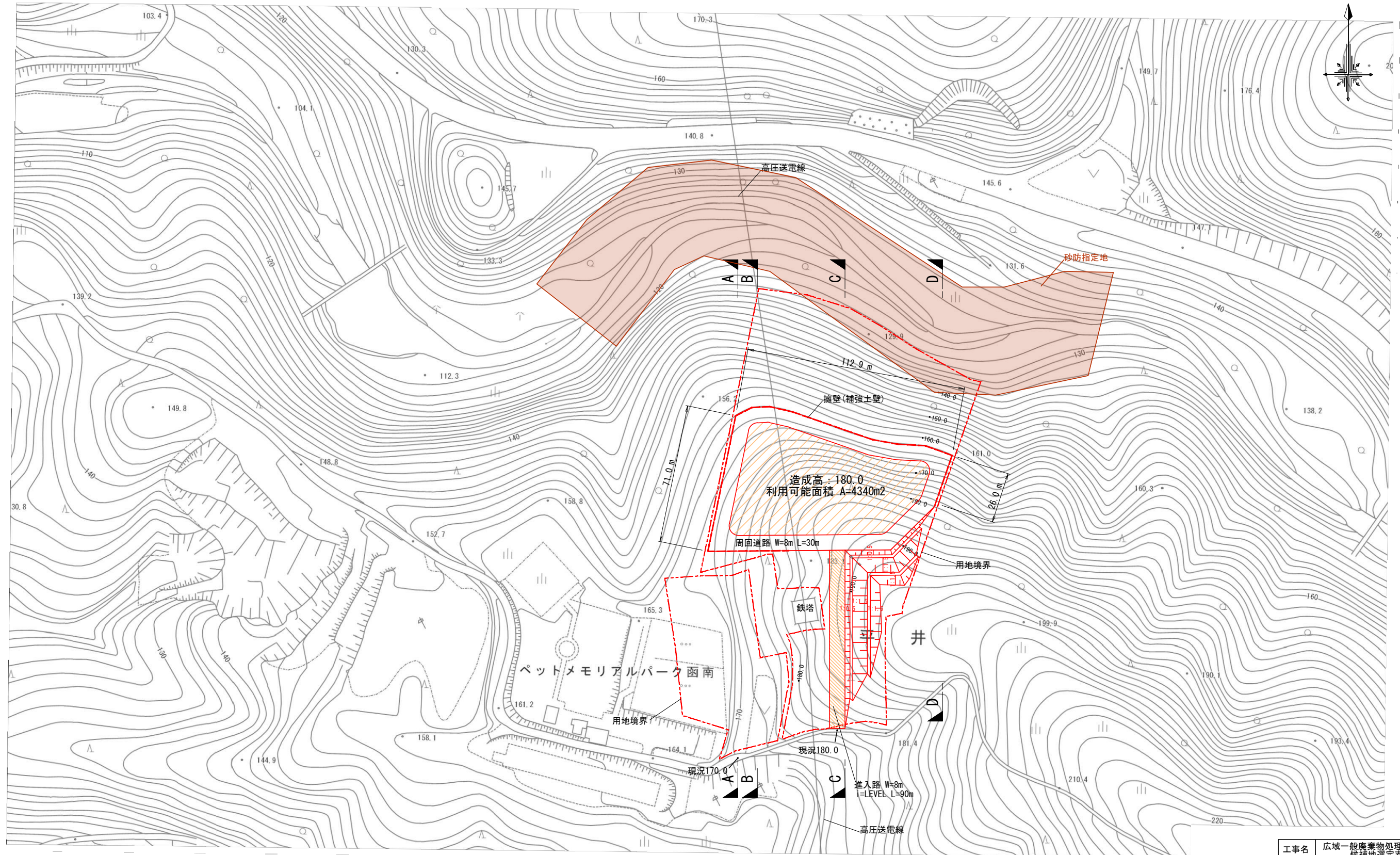
A 案～C 案において、4,000～5,000 m²程度の平坦地を確保できる可能性があるが、造成面の形状を考慮すると、建物が配置できる面積は更に小さくなり、整備を想定する施設を配置する実現性が低いと判断した。

高低差の確認

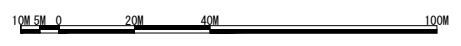


配置案 S=1:1000

(A案：平場の計画高を180とした案)



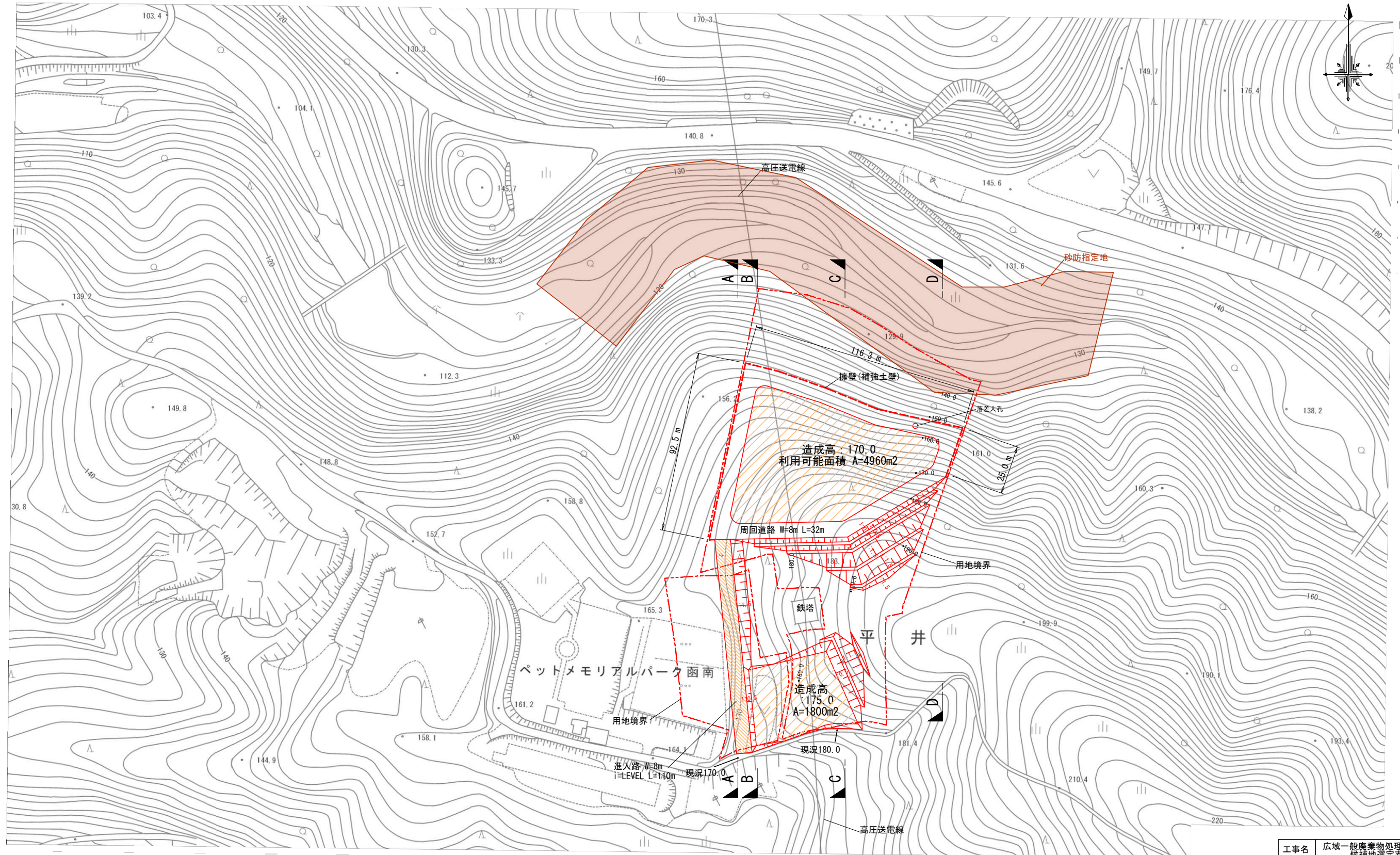
※地形図は画像データを使用
 ※公園の境界線は画像データのトレースによる
 ※用地面積はCADによる計測値



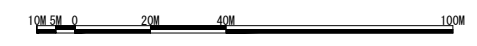
工事名	広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援等業務委託		
工事箇所	静岡県函南町地内		
図面種別及び縮尺	配置案	A案	S=1:1000
図面番号	全業の内号	年	月
課長	係長	設計	

配置案 S=1:1000

(B案：平場の計画高を170とした案)



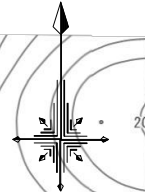
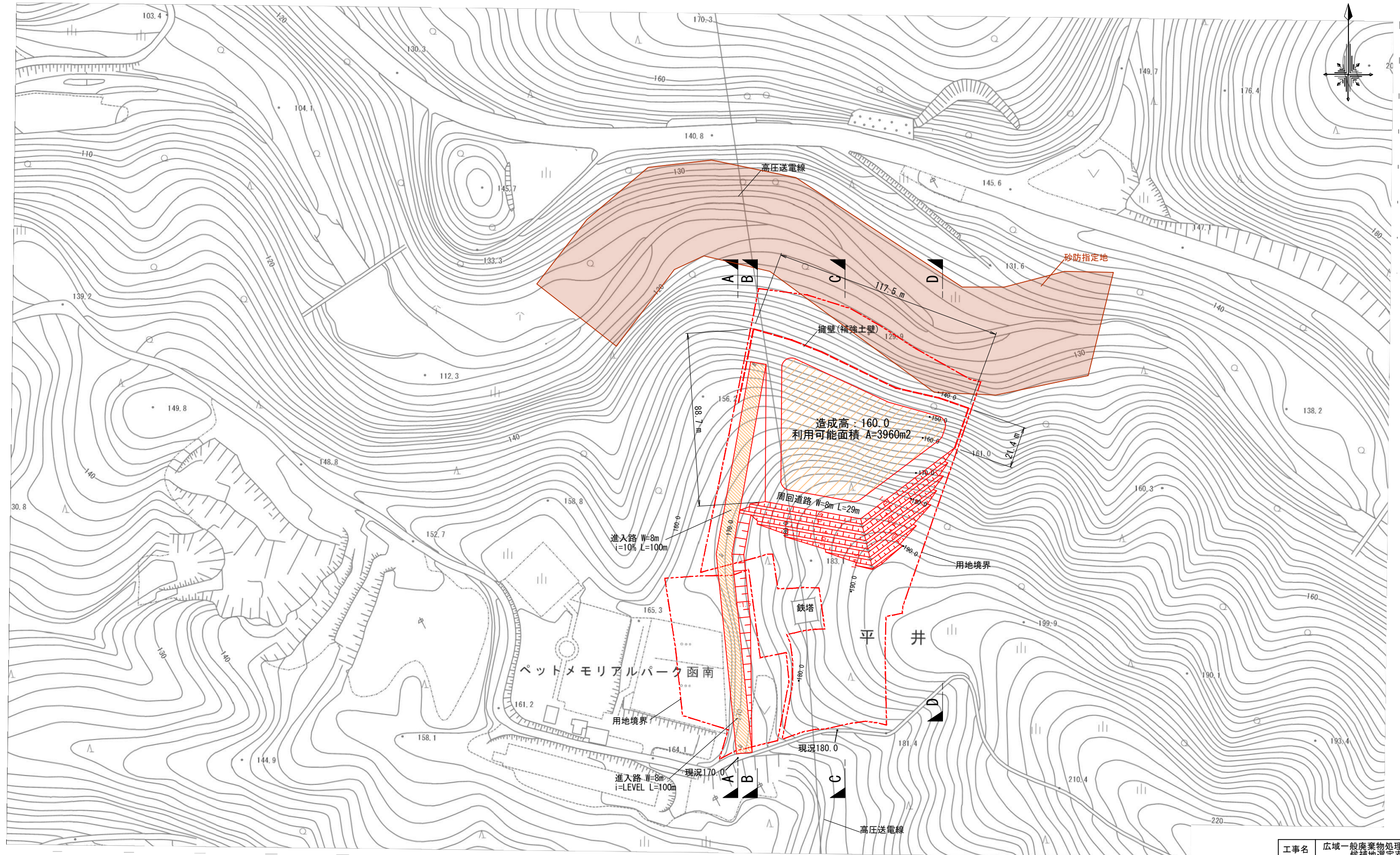
※地形図は画像データを使用
 ※用地面積はCADによる計測値



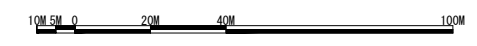
工事名	広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援等業務委託		
工事箇所	静岡県函南町地内		
図面種別及び縮尺	配置案	B案	S=1:1000
図面番号	全業の内号	年	月
課長	係長	設計	

配置案 S=1:1000

(C案：平場の計画高を160とした案)



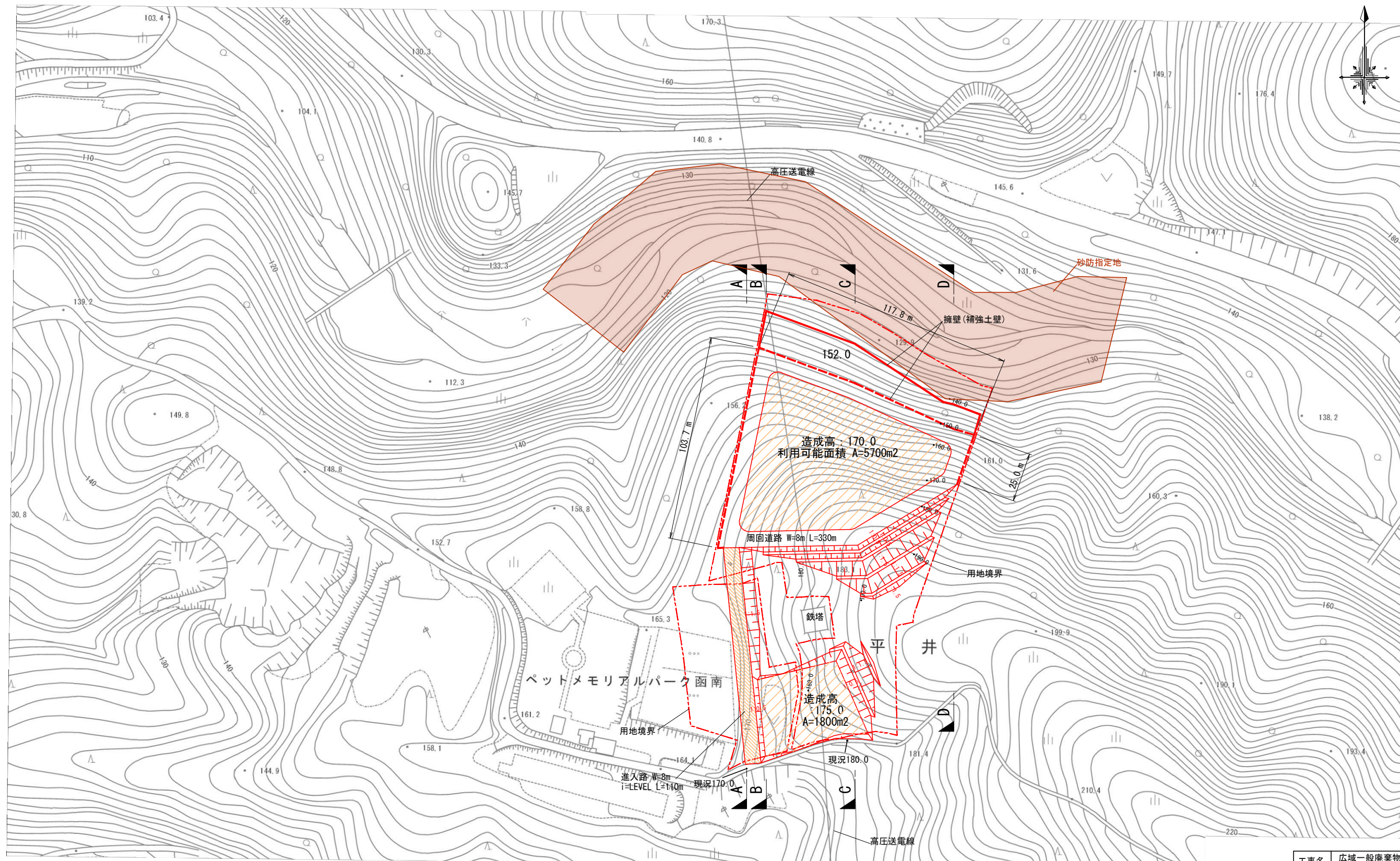
※地形図は画像データを使用
 ※用地面積はCADによる計測値



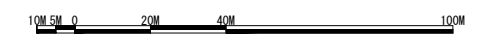
工事名	広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援等業務委託		
工事箇所	静岡県函南町地内		
図面種別及び縮尺	配置案	C案	S=1:1000
図面番号	全業の内号	年	月
課長	係長	設計	

配置案 S=1:1000

(D案：平場の計画高を170とし、2段擁壁とした案)



※地形図は画像データを使用
 ※用地面積はCADによる計測値



工事名	広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援等業務委託		
工事箇所	静岡県函南町地内		
図面種別及び縮尺	配置案	D案	S=1:1000
図面番号	全業の内号	年	月
課長	係長	設計	

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 第1次評価

(応募地) 熱海市熱海字笹尻地内

No.	項目	内容	検討内容	評価結果
1	面積要件	概ね 2ha 以上の土地	抽出面積約 25ha のうち一部	○
2	用地取得の 確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	熱海市公有地から抽出	○
3	法規制地域 外	広域一般廃棄物処理施設を整備することが困難な規制地域を含まないこと。	検討資料 1 のとおり	○
4	地形地物の 状況	移設が困難な構造物が存置する土地、不整形地の土地は除く	検討資料 2 のとおり	○
5	市町土地利用計画との 整合	他の公共事業計画に該当する土地は除く	熱海市総合計画、都市計画マスタープラン等をもとに確認した結果、公共事業等の計画されている地域ではない。	○

第 1 次評価結果（適合評価）	適合する
-----------------	------

【評価の概要】

- ・ 「1. 面積要件」については、抽出面積約 25ha のうち、過年度熱海市が実施した「新廃棄物処理施設建設候補地調査報告書（令和 4 年 3 月）」において建設候補地として設定した範囲を対象とし、面積要件を満足していると評価する。
- ・ 「2. 用地取得の確実性」、「5. 市町土地利用計画との整合」については、要件を満足している。
- ・ 「3. 法規制地域外」については、第二種中高層住居専用地域に指定されているが、都市計画法に基づく都市施設としての計画決定手続に併せて用途地域の変更を行うこととされており、法解除の見込みがあることから要件を満足するものと評価する。
- ・ 「4. 地形地物の状況」については、高低差の大きい敷地の中に、北側を県道に面する上段と、東側を県道に面する下段の 2 つの平坦地があり、これらの土地を活用・拡張し配置を検討することが妥当である。造成の概略検討を行った結果、上段の平坦地を造成により拡張することで想定する施設が配置できるものと判断する。なお、下段の平坦地には、別棟でマテリアルリサイクル推進施設を配置することも考えられる。

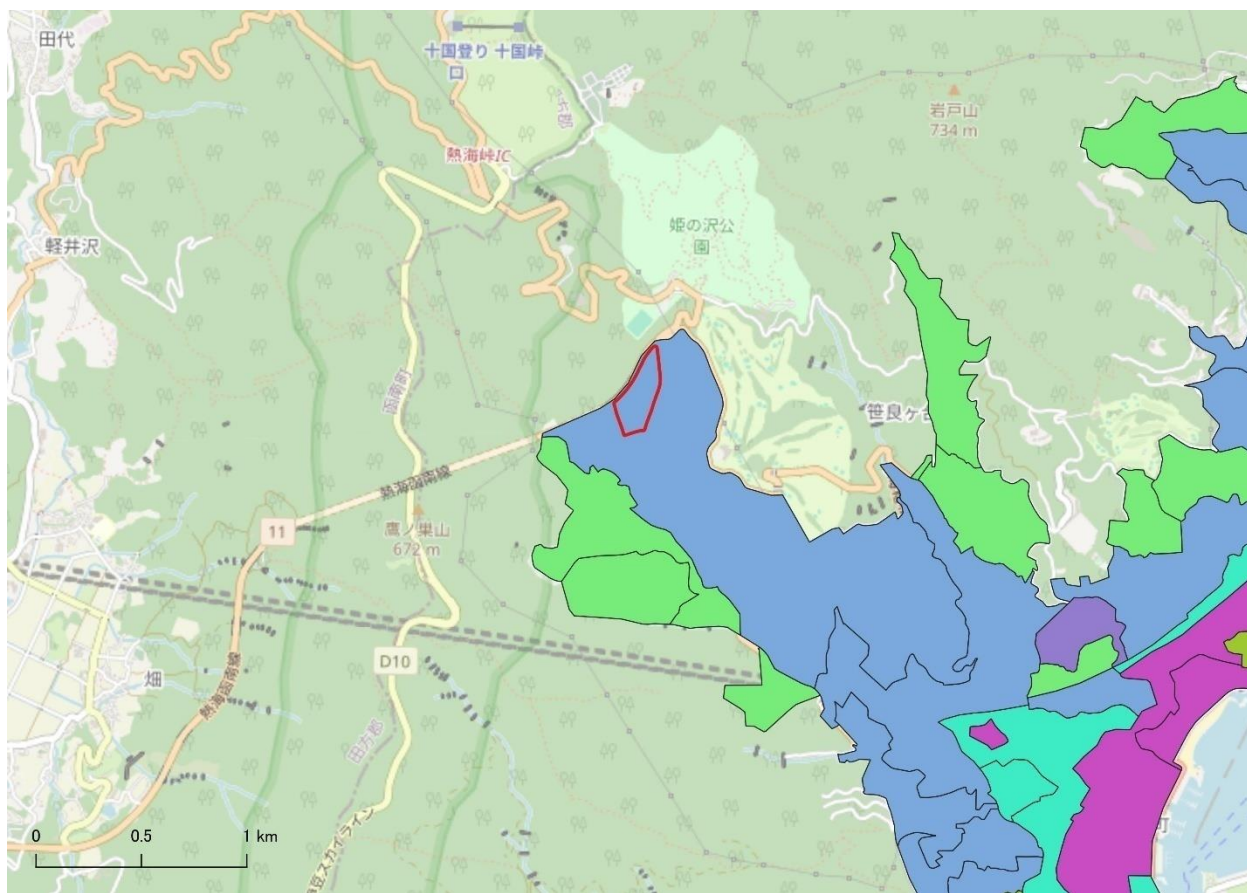
上記の検討により、第1次評価では、選定基準に適合すると評価する。

除外対象とする法規制地域

No.	法律名	除外条件	評価結果
1	都市計画法	住居系地域及び商業系地域を含む場合	○
2	河川法	河川区域を含む場合	○
3	急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域を含む場合	○
4	砂防法	砂防指定地を含む場合	○
5	地すべり等防止法	地すべり防止区域を含む場合	○
6	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を含む場合	○
7	海岸法	海岸保全区域を含む場合	○
8	港湾法	港湾区域内の指定地域、臨港地区を含む場合	○
9	自然公園法	国立公園の公園区域を含む場合	○
10	自然環境保全法	自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域を含む場合	○
11	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区を含む場合	○
12	文化財保護法、静岡県文化財保護条例、3市2町の文化財保護条例	国、県及び各市町指定文化財を含む場合	○

※関係機関との協議により、法規制解除の見込みがある土地は除外対象としない。

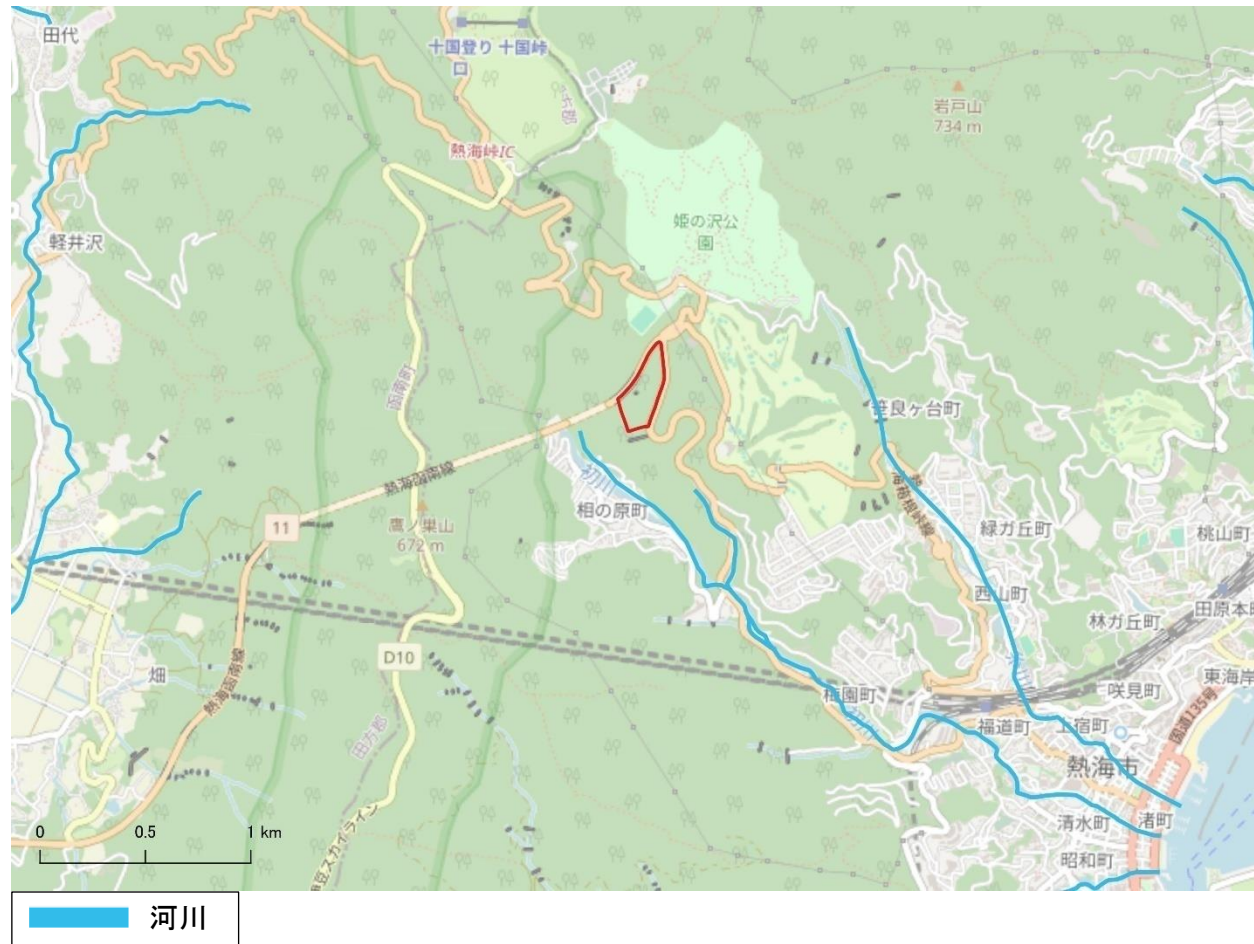
都市計画法
(除外条件：住居系地域及び商業系地域を含む場合)



第一種住居地域	第一種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	商業地域
第一種中高層住居専用地域	第二種住居地域	近隣商業地域	

【検討内容】 第二種中高層住居専用地域に指定されているが、熱海市において都市計画法に基づく都市施設としての計画決定手続に併せて用途地域の変更を行う予定であり、法解除の見込みがある。

河川法
(除外条件：河川区域を含む場合)



【検討内容】 該当しない

急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律
(除外条件：急傾斜地崩壊危険区域を含む場合)



【検討内容】 該当しない

砂防法

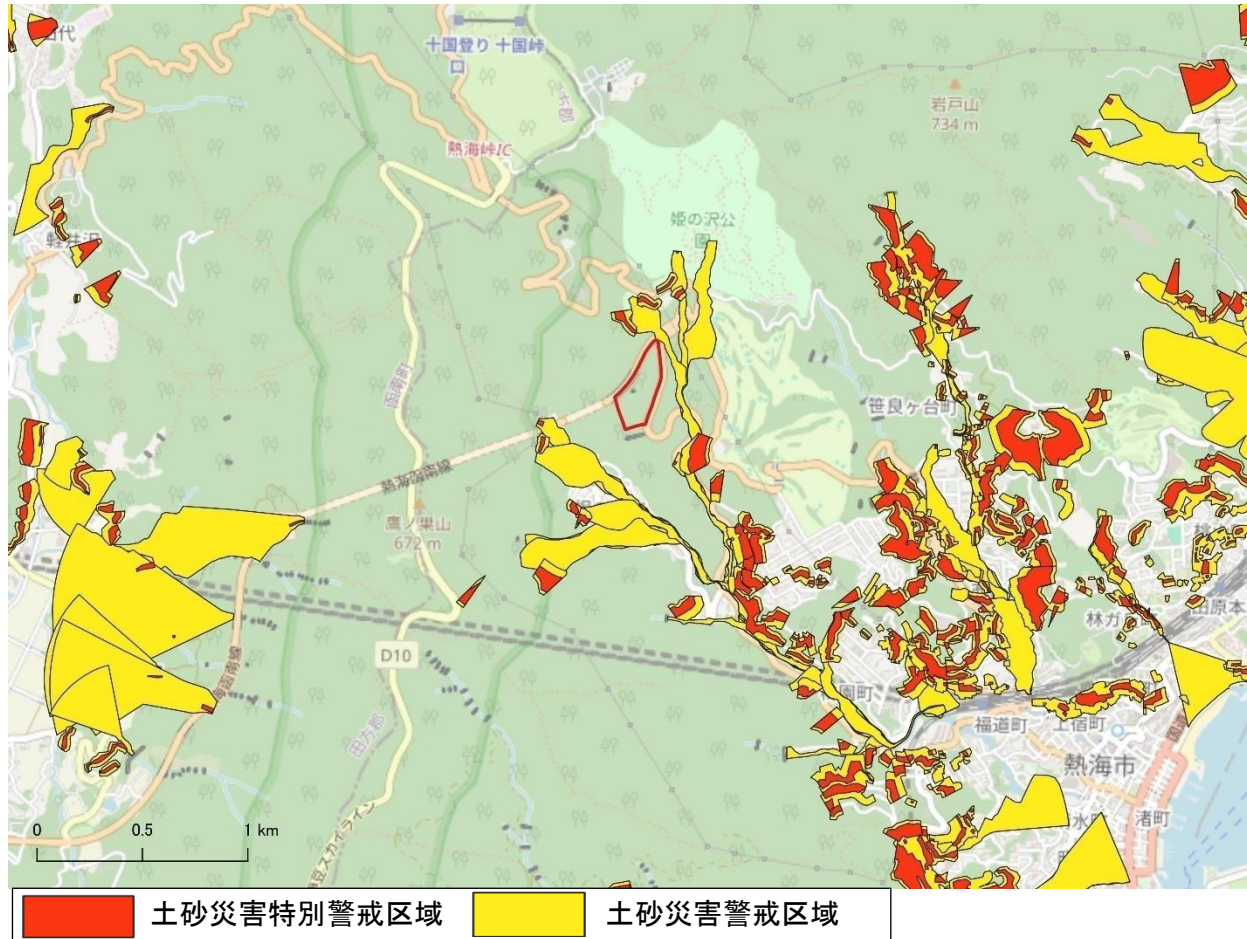
(除外条件：砂防指定地を含む場合)



【検討内容】 該当しない

土砂災害防止法

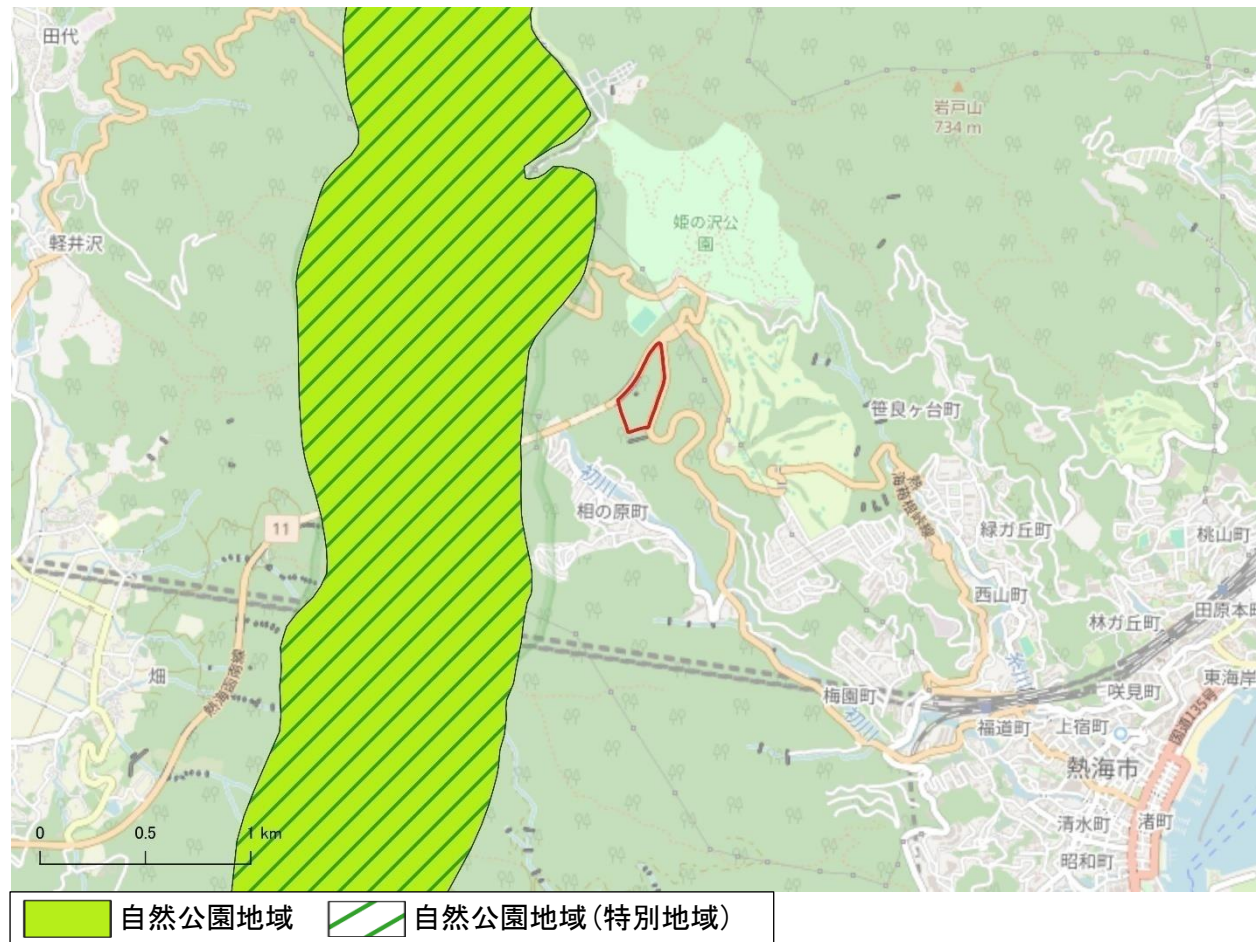
(除外条件：土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を含む場合)



【検討内容】 該当しない

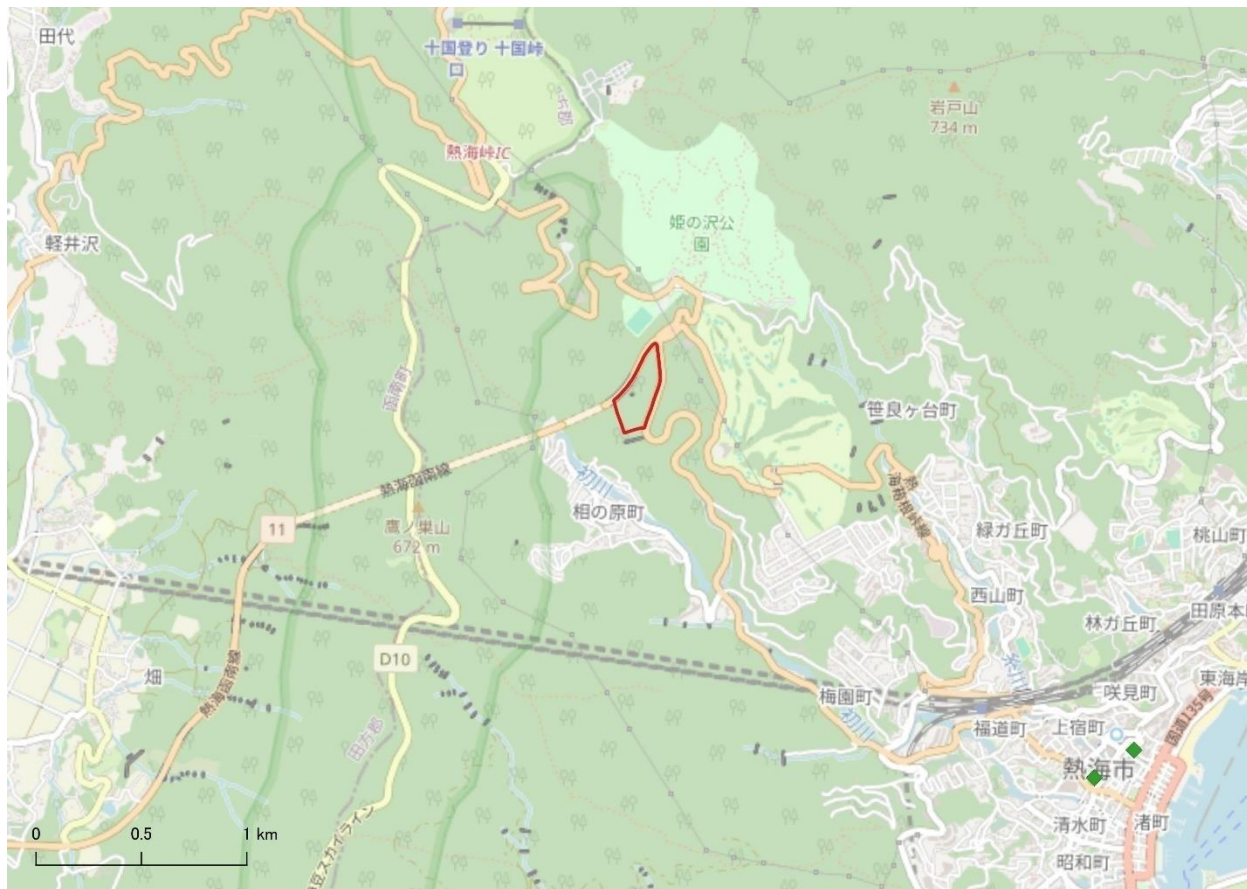
自然公園法

(除外条件：国立公園の公園区域を含む場合)



【検討内容】 該当しない

文化財保護法、静岡県文化財保護条例、3市2町の文化財保護条例
(除外条件：国、県及び各市町指定文化財を含む場合)

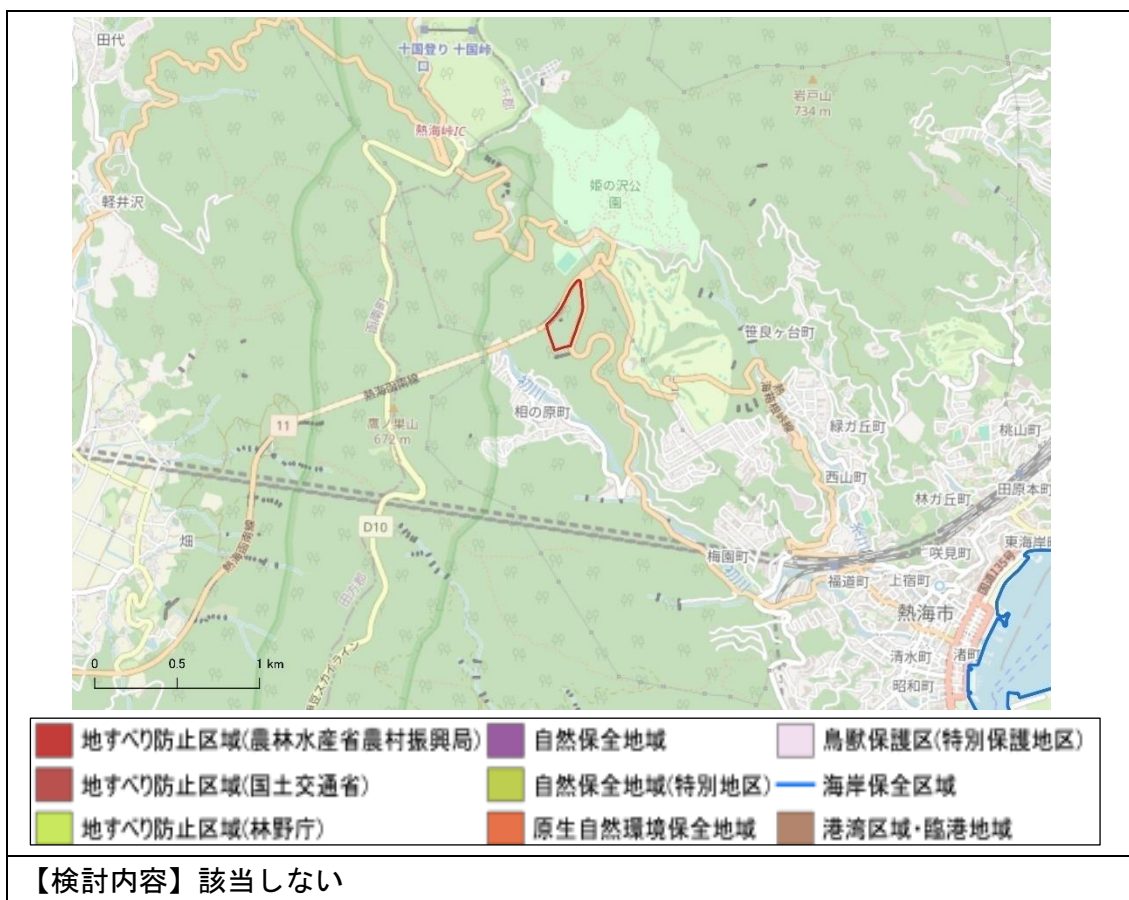


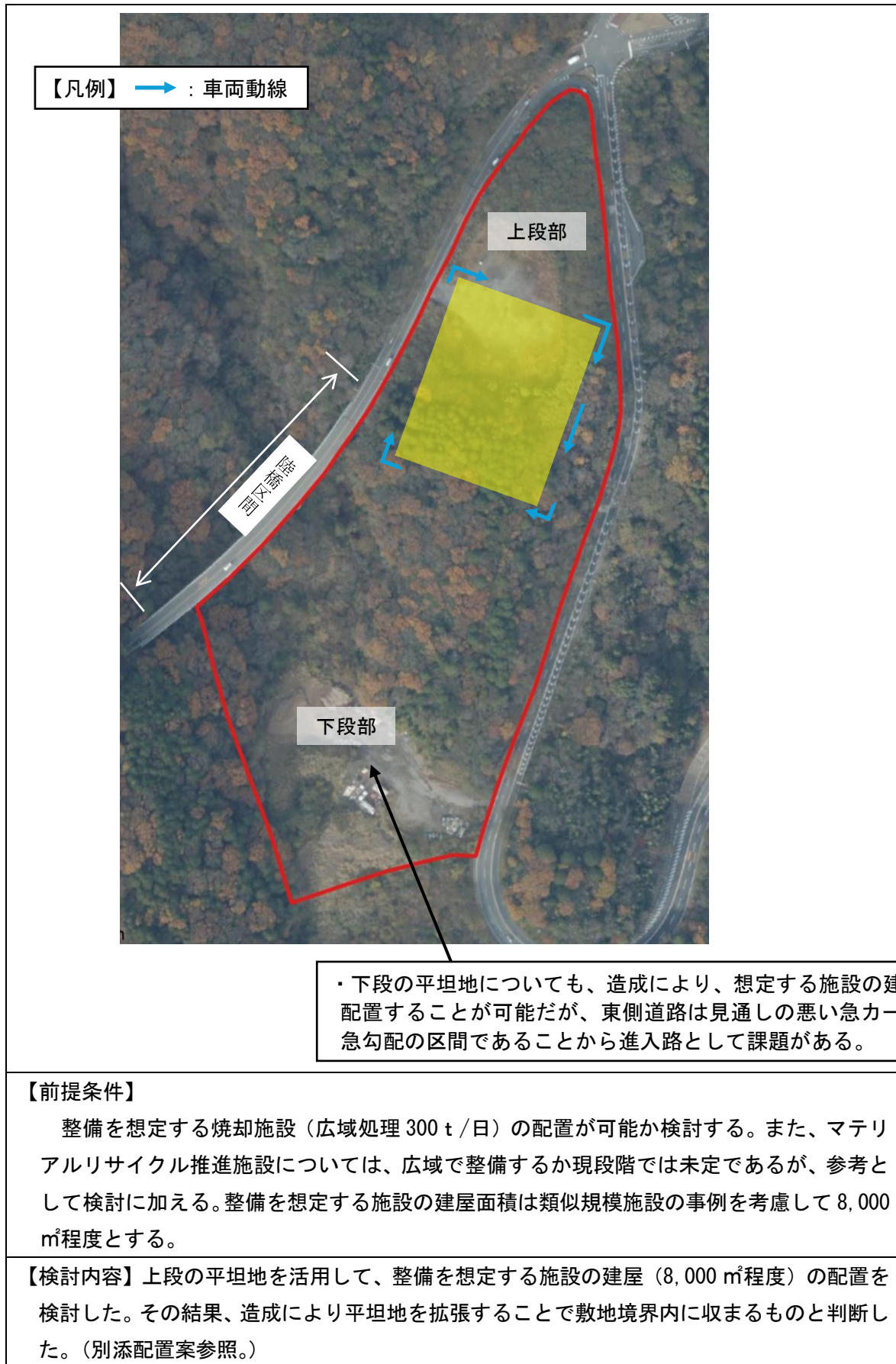
◆ 都道府県指定文化財

【検討内容】 該当しない

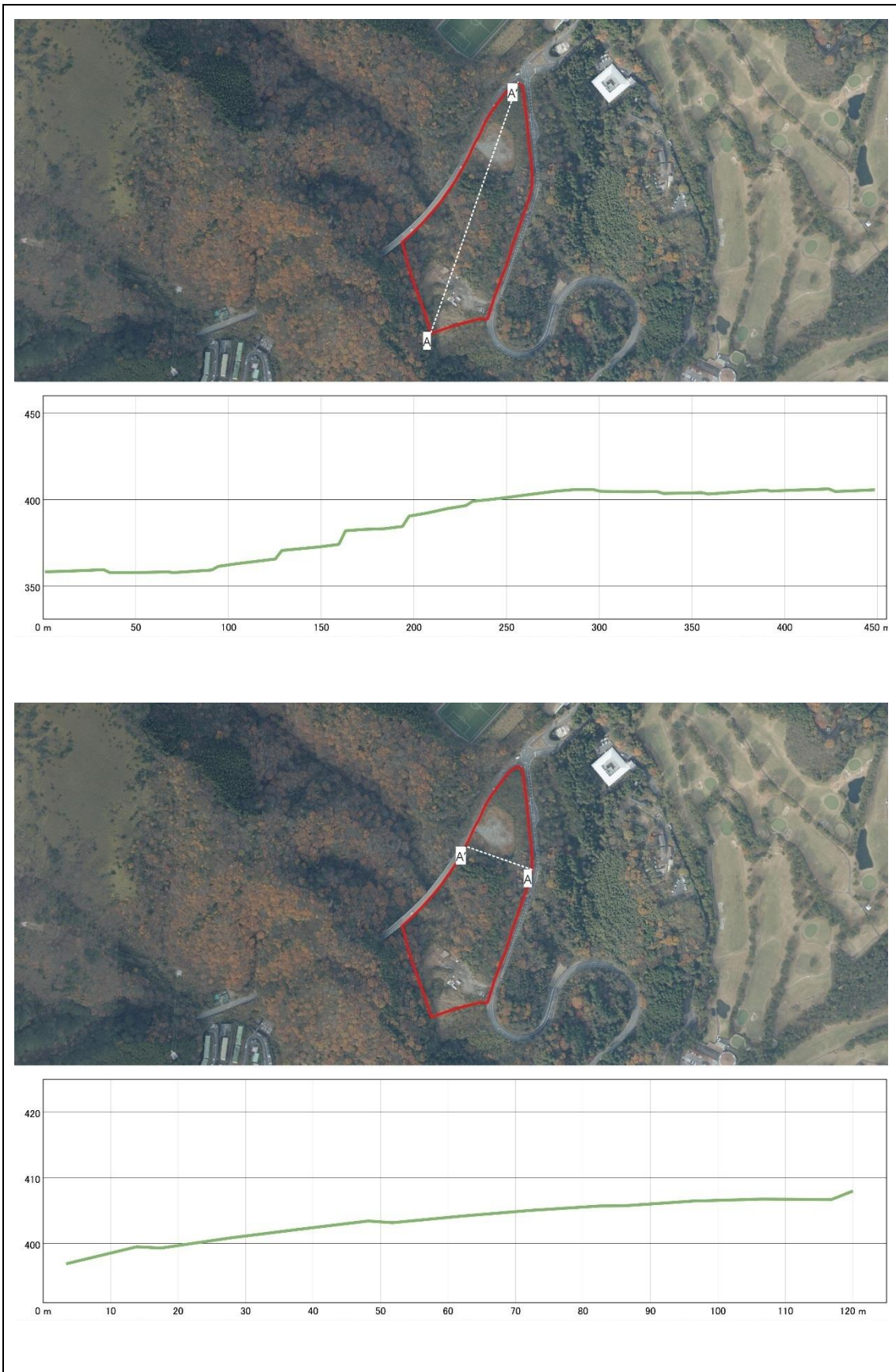
周辺に該当エリアなし

- ・ 地すべり等防止法（除外条件：地すべり防止区域を含む場合）
- ・ 海岸法（除外条件：海岸保全区域を含む場合）
- ・ 港湾法（除外条件：港湾区域内の指定地域、臨港地区を含む場合）
- ・ 自然環境保全法（除外条件：自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域を含む場合）
- ・ 鳥獣保護及び狩猟に関する法律（除外条件：特別保護地区を含む場合）





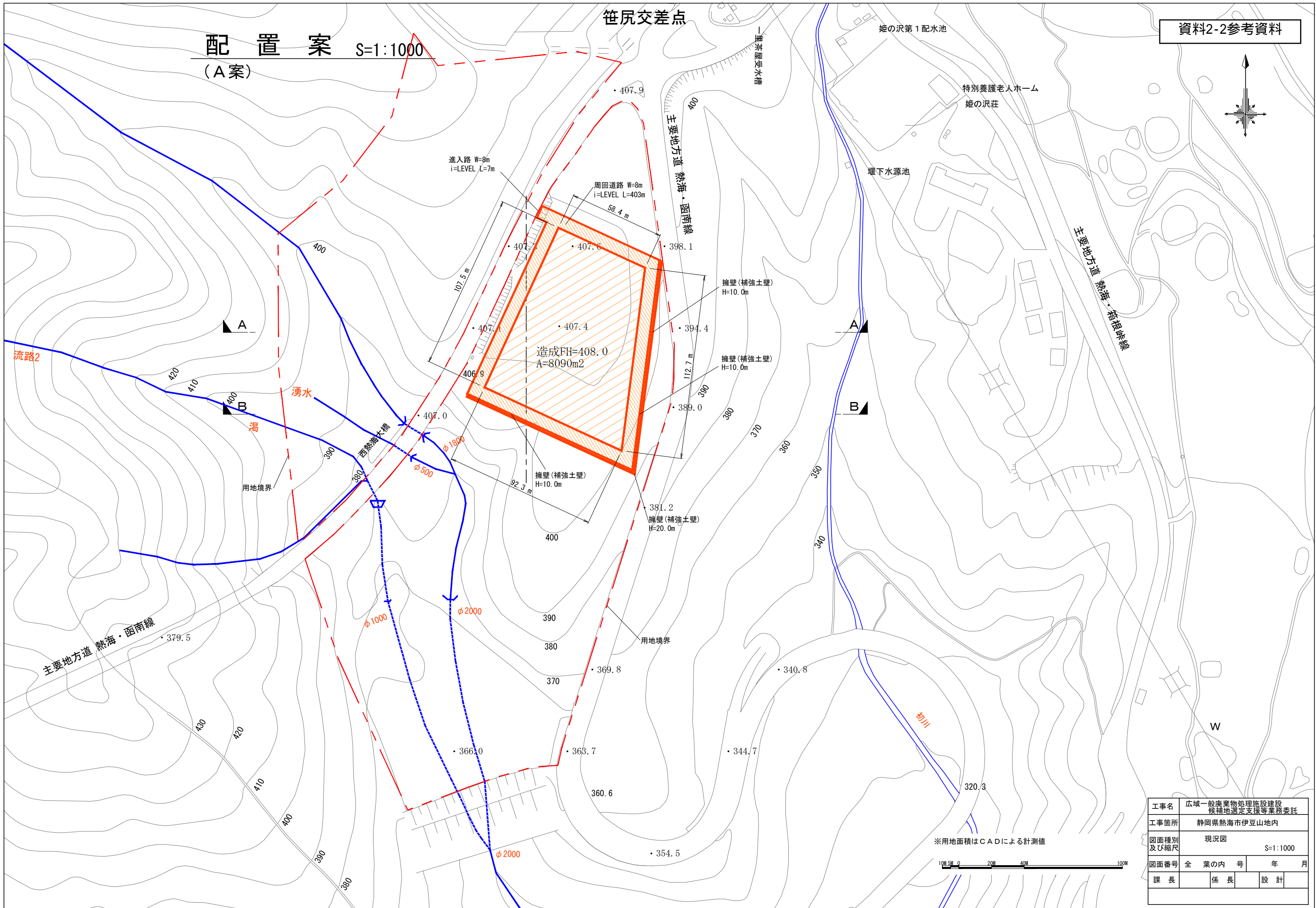
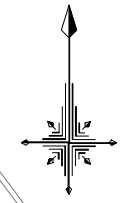
高低差の確認



配置案 S=1:1000 (A案)

笹尻交差点

資料2-2参考資料



第2次評価について（加筆修正案）

【概要】

- ・ 第2次評価では、評価の結果をわかりやすく定量的に示すため、重要度を勘案（重み付け）した配点に基づき点数化し、候補地を比較評価する（点数評価）。
- ・ 併せて、地域の合意形成に関する評価など、点数評価だけでは的確な判断が困難な事項は、点数評価を補完することを目的に、記述式の調書（別添様式）を作成する。
- ・ 選定委員会は、点数評価の結果及び調書を取りまとめ、「広域一般廃棄物処理施設建設候補地評価結果報告書」として、第2次評価の結果をごみ処理広域化検討協議会に提出する。

1 配点の考え方及び採点方法

（1）評価方式

評価方式として、先行事例も考慮しつつ、以下の2方式を検討した。

① 積み上げ方式

小項目ごとの点数を加えて合計点を算出する方式であり、小項目の項目数が多い大項目に重み付けされる傾向がある。

② 平準化方式（大項目間）

積み上げ方式による集計後、あらかじめ重み付けにより設定した大項目配点内の比率で再計算する。小項目数に左右されない採点が可能となる。

本件の評価では、下記（2）において大項目で重み付けの検討を行うことから、小項目の数に左右されず、大項目の重み付けを表現することができる「②平準化方式」の手法を採用する。

（2）大項目の重み付け

大項目1から6は、いずれも重要な観点であり、第2次評価の評価項目とした。

その上で、3市2町において、建設候補地選定で重視する項目を社会情勢、各市町の重点課題、事業の実現性等を基に検討し、次のとおり大項目の重み付けを行い、配点した。

なお、市民・町民へのわかりやすさから、100点満点で配点した。

大項目	観 点	配点
1. 土地利用の制限	法律等によって規制、指定された区域等を含む場合は、指定の解除や対策の検討が必要であり、事業実現性に影響することから、規制等の状況を確認する。	10
2. 生活環境の保全	処理施設周辺の生活環境への影響については、候補地決定後の環境影響評価で実施するものであるが、候補地検討段階として、住居や病院・学校等との距離や廃棄物運搬車両の通行が与える影響を検討する。	10
3. 自然環境の保全	貴重な動植物の生息環境への影響に関して、施設側での対応が困難と考えられて制約を受けた事例があることを踏まえ、候補地検討段階において、国や県等による既存の調査結果を確認する。	10

4. 防災	昨今、頻発化する大規模自然災害に備え、災害発生時における生活ごみの処理の継続、早期復旧、復興に向けた災害廃棄物処理の観点から、アクセスルートを含めた処理施設の立地条件を検討する。	20
5. 地域の合意形成の状況	施設建設に対する地域住民の理解と協力は、事業の成否を決定づける要素となりうるため、自治組織等への意向確認の状況等を確認する。	25
6. 経済性	財政負担は各市町において共通の重要課題であり、市町の政策全般に及ぼす影響が大きいため、事業に要する費用を相対的に検討する。	25
合計		100

(3) 小項目の配点

小項目の配点は、◎を5点、○を3点、△を1点、×を0点^{※1}とし、5点満点を基本として採点する。

ただし、以下の項目は、次の理由から、重要な小項目として配点を2倍又は4倍する。

- ・ 「4-1-1 地形地質状況」：頻発化する自然災害への対応として処理の継続の観点から重視するため。
- ・ 「5-1-1 自治組織の意向確認状況」：建設候補地の選定にあたっては、自治会・町内会をはじめ地元住民の方々の理解と協力が非常に重要であるため。
- ・ 「6-1-1 用地取得費、造成費、道路整備費」：経済性の検討の中で、全体事業費に占める割合が高い費用であるため。
- ・ 「6-4-1 各市町からのごみの輸送距離」：広域一般廃棄物処理施設までの収集運搬距離は、各市町の広域化への参加判断に重要な要素となるため。

※1：小項目の採点の結果、×がついた事項は、事業の実現性に重大な影響を及ぼすリスクとなりうるが、第2次評価では、候補地として不適合との結論を出すことはせず、その評価結果をごみ処理広域化検討協議会に報告する。その上で、ごみ処理広域化検討協議会での候補地選定協議において、当該事項は十分に考慮するものとする。

(4) 採点方法

上記(1)②のとおり、大項目の採点は、「大項目配点(A) × 小項目採点(C) / 小項目配点(B)」とする。(小数点以下第二位を四捨五入。)

大項目採点の合計点を、各候補地の点数評価の点数とする。

【採点例】

資料5の採点例は、次のとおり計算したものである。

- ・ 大項目「1.土地利用の制限」の採点
大項目配点10点 × 小項目採点23点 ÷ 小項目配点25点 = 9.2点
- ・ 大項目2~6も同様に計算し、大項目採点の合計点を計算する。
9.2 + 8.7 + 10.0 + 18.4 + 9.0 + 19.4 = 74.7点
- ・ 大項目採点の合計74.7点を点数評価の点数とする。

(5) 建設候補地が1か所となった場合の対応について

第2次評価の評価対象となる建設候補地が1か所のみとなった場合には、次のとおり当該候補地の評価検討を行う。

ア 大項目「1.土地利用の制限」、「2.生活環境の保全」、「3.自然環境の保全」、「4.防災」、「5.地域の合意形成の状況」は、評価基準により点数評価を行う。

イ 大項目「6.経済性」は、複数の候補地間の相対的な評価としている項目が多いことから、評価基準による点数評価は行わず、ごみ処理広域化検討協議会における建設候補地選定協議に資することを目的として、用地取得費・造成費等の概算費用等、検討した結果を示す。

以上のことから、建設候補地が1か所の場合は、点数評価は75点満点として採点することとする。

2 調書の作成について

(1) 地域の合意形成の状況

大項目の「5.地域の合意形成の状況」について、点数評価を補完することを目的に、記述式の調書（別添様式）を作成する。

○ 作成方法

候補地が所在する市や町が、自治組織との意見交換を行い、地元住民の合意形成の状況について客観的な事実を記述する。

○ 記述の観点

応募や公有地等抽出に当たっての住民への周知方法や状況、合意形成の状況（総会又は役員会での議決や同意の状況）、反対する意見の存在など。

○ 記述の対象とする自治組織の範囲

候補地が所在する自治組織は必須とし、隣接する自治組織や収集運搬ルートを含めてどこまでを範囲とするかは地域の事情やつながり等の関連性を考慮する。これらの関連性は、地域ごとに異なることから、一律に設定せず、候補地が所在する市や町が、自治組織と協議を行いながら候補地ごとに検討する。

なお、候補地がどの自治組織にも属していない場所である場合には、候補地が所在する市や町において、事業の実現性を確保する観点から、地域の合意形成が必要と考えられる周辺の自治組織の範囲について、慎重に検討・判断する。

(2) その他

加点の要素や留意すべき事項として、次の項目についても調書に記述する。

①余熱利用の可能性 (熱利用施設活用の可能性)	熱利用は発電に比べてエネルギー回収率が高い手段であり、熱利用施設を有効に活用することは温暖化対策に有効である。そこで、近隣のエネルギー需要施設の存在等の状況を確認する。
----------------------------	--

②敷地面積 (敷地の汎用性)	敷地面積に余裕があれば施設配置が柔軟になり、メンテナンス性も向上する。また、熱利用施設やCO2回収施設の整備等の選択肢が増える。そこで、敷地面積等をもとに敷地の汎用性について検討する。
③大規模な切土の可能性 (残土処分費への影響)	近年の残土処分費の高騰を踏まえ、土地の形状や傾斜を基に、大規模な切土を行う可能性について検討する。
④その他	①～③のほか、付記すべき留意事項があれば記述する

【様式】

建設候補地評価に係る調書

市（町）

土地の所在・地番：

ほか

1 地域の合意形成の状況

（記載例）

・候補地が所在するA自治会において、応募者の主催による、すべての住民を対象とする説明会を、これまで2回開催した。

▶第1回

開催日：○月○日（○） 出席者数：○名、主な出席者：自治会長など役員○名
議事録は別添のとおり。_____、_____といった意見があった。

▶第2回

開催日：○月○日（○） 出席者数：○名、主な出席者：自治会長など役員○名
議事録は別添のとおり。_____、_____といった意見があった。

・X市Y課がA自治会の役員と意見交換を行った。

▶開催日：○月○日（○） 主な出席者：自治会長など役員○名

▶意見交換の議事録は別添のとおり。_____、_____、隣接するB自治会の意向も確認する必要がある、といった意見があった。

・隣接するB自治会について、X市Y課が、役員との意見交換を行った。

▶開催日：○月○日（○） 主な出席者：自治会長など役員○名

▶意見交換の議事録は別添のとおり。_____、_____といった意見があった。

2 その他

①余熱利用の可能性（熱利用施設活用の可能性）

候補地の東側約100mに位置する運動公園内に温水プールがあり、化石燃料を用いて加温している。

②敷地面積（敷地の汎用性）

敷地面積が約3.3ヘクタールあり、エネルギー回収推進施設に加え、マテリアルリサイクル推進施設を別棟で設置できる可能性あり。

③残土処分費

敷地全体としては傾斜地も含むが、現状でほぼ傾斜のない状態で確保されている。多額の建設発生土処分費が発生する可能性は低いと考えられる。

第2次評価（案）【熱海市候補地】

資料3-2

各大項目の採点は、(A) × (C) / (B)とし、小数点以下第二位を四捨五入する。大項目採点の合計点を各候補地の点数評価の点数とする。

評価項目			評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採 点 (A) × (C) / (B)	確認資料	備考	
大項目・中項目	小項目	設定理由			配点 (B)	点数	採点 (C)				
1. 土地利用の制限											
1-1	土地利用規制			10				(A) × (C) / (B)			
	1-1-1	山地災害危険地区	法律に基づく指定ではなく規制はないが、県が山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したものであり、考慮する必要がある。			5	◎ : 5 ○ : 3 △ : 1		5	検討資料 p. 1	・静岡県GIS情報「山地災害危険地区マップ」により確認
	1-1-2	保安林（森林法）	保安林は、水源のかん養等の目的達成のために指定されており、解除に当たってはその理由が消滅することを示し、農林水産大臣又は県知事に申請を行って認められる必要があるため。			5	◎ : 5 △ : 1		5	検討資料 p. 2	環境アセスメントデータベース（EADAS）の保安林（国有林、民有林）により確認
	1-1-3	土砂災害防止法	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域であり、施設整備によって現状の体制に支障をきたす可能性が考えられるため。			5	◎ : 5 △ : 1		5	検討資料 p. 3	静岡県GIS情報「土砂災害情報マップ」により確認
	1-1-4	農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）	農用地（青地）に指定されている土地は農振除外が必要となるため。			5	◎ : 5 △ : 1		5	検討資料 p. 4	eMAFF農地ナビの農振法区分より確認
	1-1-5	河川保全区域（河川法）	堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域であり、施設整備においても許可及び対応が必要となるため。		5	◎ : 5 △ : 1	5	検討資料 p. 5	・国管理河川（狩野川）及び県管理河川（沼津及び熱海土木事務所管内）に河川保全区域は設定されていない。 ・市町管理河川は市町の河川台帳で確認		
				小計	25			0.0			

評価項目			評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採 点 (A) × (C) / (B)	確認資料	備考			
大項目・中項目	小項目	設定理由			配点 (B)	点数	採点 (C)						
2. 生活環境の保全（環境影響評価項目のうち、候補地検討段階を考慮した項目）													
2-1	騒音、振動	2-1-1	騒音規制法等に基づき規制基準において特に配慮を要する施設（学校、保育所、病院等）との距離	静穏を要する施設及び地区とは離隔を確保することが好ましいため。	10	5	◎ : 5 ○ : 3 △ : 1	5	検討資料 p. 6	距離の目安は、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等の騒音・振動基準の備考欄（50m）及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく騒音・振動の調査対象地域（概ね100m）			
			住居・集落との距離	生活環境の保全上、施設との一定の離隔を確保する配慮が求められるため。			◎ : 直近住居・集落が100m圏内に存在しない。 ○ : 直近住居・集落が50m～100m圏内に存在する。 △ : 直近住居・集落が50m圏内に存在する。			◎ : 5 ○ : 3 △ : 1	距離の目安は、騒音・振動の影響範囲を念頭に、上記2-1-1と同じとした		
	2-2	車両影響	2-2-1	排ガス、騒音、振動、悪臭、安全		収集運搬車両が集中することによる影響を受ける住民は少ないほうが好ましいため。	◎ : 候補地近傍のアクセス道路が混雑度の少ない幹線道路である。 ○ : 候補地近傍のアクセス道路が混雑度の多い幹線道路である。 △ : 候補地近傍のアクセス道路が生活道路である。	5		◎ : 5 ○ : 3 △ : 1	3	検討資料 p. 8	国土交通省「令和3年度道路交通センサス」及び各市町の既存の市道（町道）交通量調査により確認
				小計		15			0.0				
3. 自然環境の保全（候補地検討段階において実施可能な調査を考慮した項目）													
3-1	貴重な動植物の保護（現地踏査を実施）	3-1-1	植生自然度の高い群落の有無	自然環境保全の観点から、希少生物等の生息情報が得られている箇所に配慮が必要であるため。	10	5	◎ : 植生自然度9以上（自然植生）に該当しない。 ○ : 植生自然度9以上（自然植生）を含む（面積の半分未満）。 △ : 大半が植生自然度9以上（自然植生）（面積の半分以上）。	5	◎ : 5 ○ : 3 △ : 1	検討資料 p. 9	・植生自然度9（自然林）及び10（自然草原）は、自然植生（伐採や植林などの人の手が加えられていない植生） ・自然環境調査Web-GISより確認		
			巨樹・巨木の存在				◎ : 環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在しない。 ○ : 環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在するが、回避して施設配置することが可能。 △ : 環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在し、施設配置上、回避できない。			◎ : 5 ○ : 3 △ : 1	◎ : 5 ○ : 3 △ : 1	検討資料 p. 10	環境省ウェブサイト「巨樹・巨木林データベース」により確認
			3-1-3				希少生物の存在			◎ : 静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含まない。 △ : 静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含む。	5	◎ : 5 △ : 1	
				小計		15			0.0				

評価項目			評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採 点 (A) × (C) / (B)	確認資料	備考		
大項目・中項目	小項目	設定理由			配点 (B)	点数	採点 (C)					
4. 防災												
4-1	候補地の災害リスク	4-1-1	地形地質条件 ※4-1-2液状化想定、4-1-3浸水想定レベル以外の観点によるリスク	地形地質条件により災害時の施設の継続稼働に与えるリスクが異なるため。	20	10	◎ : 10 ○ : 6 × : 0	(A) × (C) / (B)	検討資料 p. 11	地質図、地すべり分布図、地質地盤情報データベース、活断層分布図、現地踏査（近傍からの目視確認が中心）等により確認		
		4-1-2	液状化想定	液状化により施設の運転が継続困難となる可能性が考えられるため。					◎ : 5 ○ : 3 △ : 1	5	検討資料 p. 12	静岡県GIS情報「第4次地震被害想定（液状化）」により確認
		4-1-3	浸水想定レベル	浸水想定レベルに応じて施設の被害へ備えが異なり、災害時の処理継続にも影響するため。					◎ : 0.5 m 未満のエリアに該当する。 ○ : 0.5~3.0 m 未満のエリアに該当する。 △ : 3.0 m以上のエリアに該当する。	5	5	検討資料 p. 13
	4-2	運搬ルートの災害リスク	4-2-1	運搬ルートとなる道路について、自然災害による通行止めリスクが想定される場合、ごみ処理の継続性に影響するため。					◎ : 災害による通行止めのリスクが少ない。 ○ : 災害による通行止めのリスクは想定されるが、迂回路があり、遠方にならない。 △ : 災害による通行止めのリスクがある。	5	◎ : 5 ○ : 3 △ : 1	検討資料 p. 14
				小計	25			0.0				
5. 地域の合意形成の状況												
5-1	用地取得の実現性	5-1-1	自治組織の意向確認状況	地域の理解がより得られる事業推進を目指すため。	25	20	◎ : 20 ○ : 12 △ : 4 × : 0	(A) × (C) / (B)	「公有地等抽出地様式3」	「公募要項様式3」、「公有地等抽出地様式3」、候補地所在自治体による自治組織との意見交換、自治組織の総会会議録等により確認		
		5-1-2	土地所有者以外の権利者の存在	借地権、耕作権、抵当権など、土地所有者以外の権利者がいる場合には個別に協議を行う必要があるため。					◎ : 土地所有者以外の権利者はいない。 ○ : 土地所有者以外の権利者が平均以下存在する。 △ : 土地所有者以外の権利者が平均より多く存在する。	5	◎ : 5 ○ : 3 △ : 1	5
				小計	25			0.0				

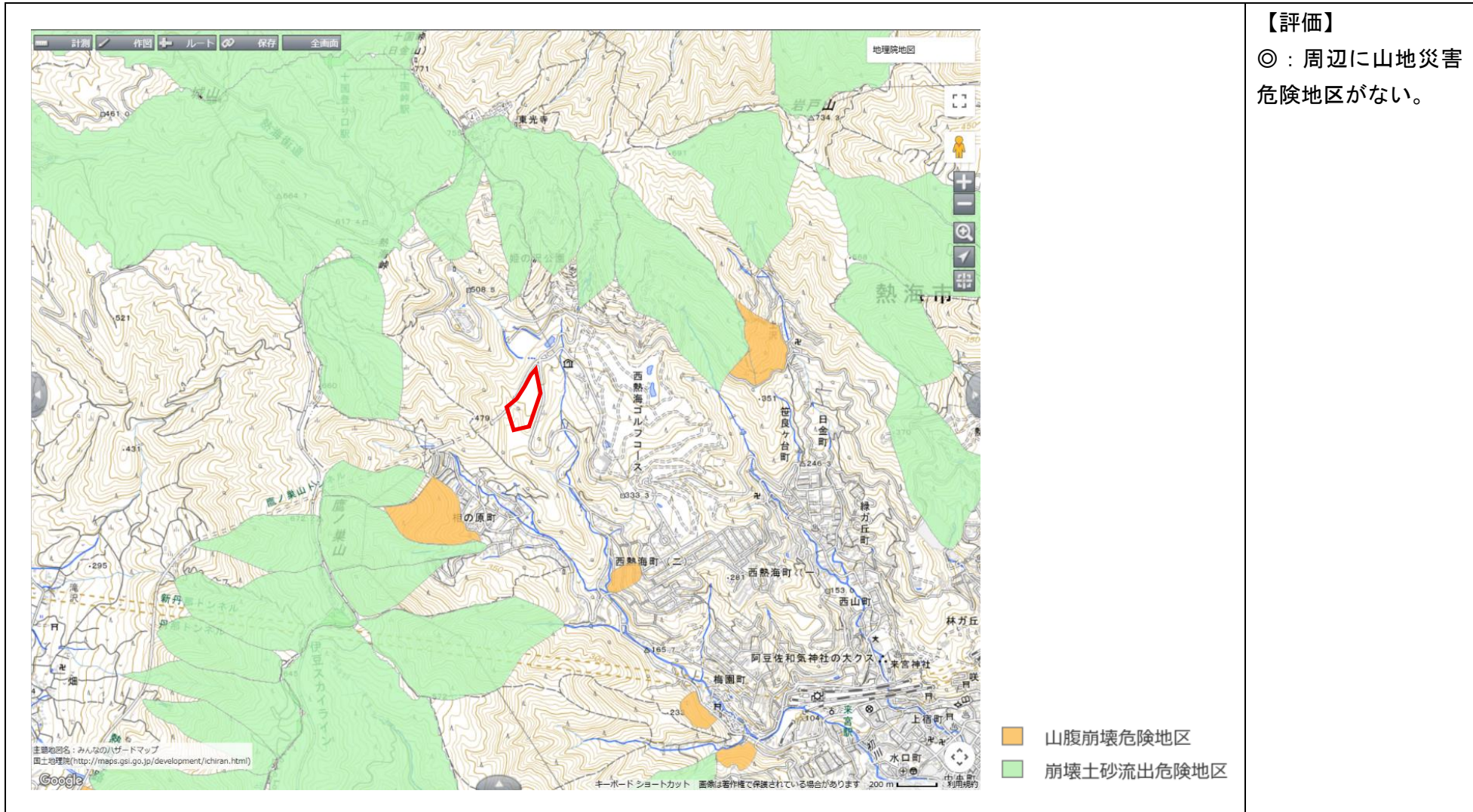
評価項目			評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採 点 (A) × (C) / (B)	確認資料	備考
大項目・中項目	小項目	設定理由			配点 (B)	点数	採点 (C)			
6. 経済性				大項目「6. 経済性」については、候補地が1か所になることから、評価基準による採点は行わず、検討結果を資料に示す。						
6-1	施設整備費以外の費用	6-1-1	用地取得費、造成費、道路整備費（既存2車線道路までの整備費）	建設候補地ごとに必要となる用地取得費、造成費、道路整備費は異なり、事業費に影響するため。	用地取得費、造成費及び道路整備費の概算費用を算出し、以下の算式に当てはめる。 「配点10点×全候補地のうち最も安い候補地の金額／当該候補地の金額」	10	備考欄参照		検討資料 P. 15	・用地取得費、造成費及び道路整備費の概算費用は検討資料のとおりである。 ・造成費は、簡易造成計画等をもとに算出する。
6-2	インフラ条件	6-2-1	上水道の整備状況	上水道が近傍まで整備されていれば新たな整備が不要となるため。	◎：接続できる給水管がある。 ○：接続できる給水管までの距離が全候補地の平均以下。 △：接続可能な給水管までの距離が全候補地の平均より長い。	5	◎：5 ○：3 △：1		検討資料 p. 16	・熱海市上水道管路図確認 ・一里茶屋受水槽からの配水管より接続可能
		6-2-2	下水道の整備状況	排水先として下水道が選択できればエネルギー回収効率向上が見込めるため。	◎：公共下水道整備計画区域内であり、かつ下水道管が近傍まできており接続が可能。 ○：下水道整備計画区域内であるが、下水道管が近傍に無く接続のためには下水道工事の検討が必要。 △：下水道整備計画区域外	5	◎：5 ○：3 △：1		検討資料 p. 17	・熱海市下水道管路図確認 ・熱海市下水道事業計画区域内（熱海処理区）であるが、接続のためには下水道工事の検討が必要。
		6-2-3	変電所、特別高圧線からの距離	変電所、特別高圧線の有無によってそれらの設置費用が発生する可能性が異なるため。	◎：変電所又は特別高圧線が隣接している。 ○：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地の平均距離以下。 △：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地の平均距離より長い。	5	◎：5 ○：3 △：1		検討資料 p. 18	・環境アセスメントデータベース（EADAS）の系統マップ、東京電力における系統連系に関する情報から確認 ・近接する送電線路は検討資料のとおりである。
6-3	広域の収集・運搬の負荷	6-3-1	各市町からのごみの輸送距離	収集運搬費用に影響するため。	各市町の人口重心点から候補地までの輸送距離の合計を算出し、以下の算式に当てはめる。 「配点10点×全候補地のうち最短の候補地の距離／当該候補地の距離」	10	備考欄参照		検討資料 p. 19	・各市町人口重心点からの距離は検討資料のとおりである。
		6-3-2	中継施設の設置の可能性	中継施設の設置により、事業費に影響するため。	◎：各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超えない。 ○：各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超える市町が1つある。 △：各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超える市町が2つ以上ある。	5	◎：5 ○：3 △：1		検討資料 p. 19	・令和2年度国勢調査により各市町人口重心点の座標を確認。 ・環境省資料において、「一般に、輸送距離が18kmを超える場合に、中継施設の導入を検討するとよい。」とある。 ・人口重心からの輸送距離が18kmを上回るのは、三島市（19.3km）、裾野市27.7km、長泉町（25.8km）
				小計	40					
大項目 合計				100				0.0		

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 第2次評価【検討資料】

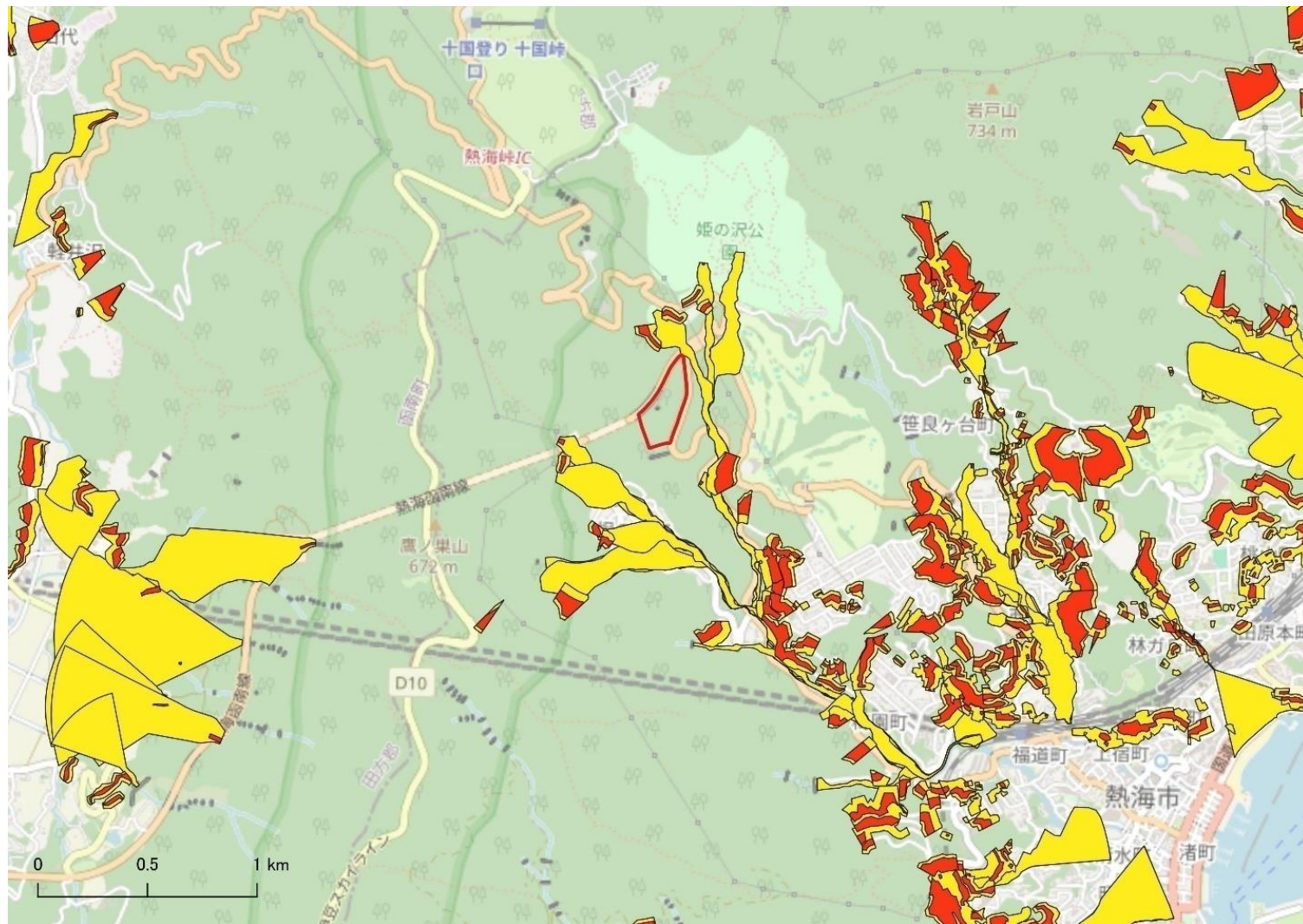
応募地：熱海市候補地

(大項目・中項目) 1. 土地利用の制限 1-1 土地利用規制

(小項目) 1-1-1 山地災害危険地区



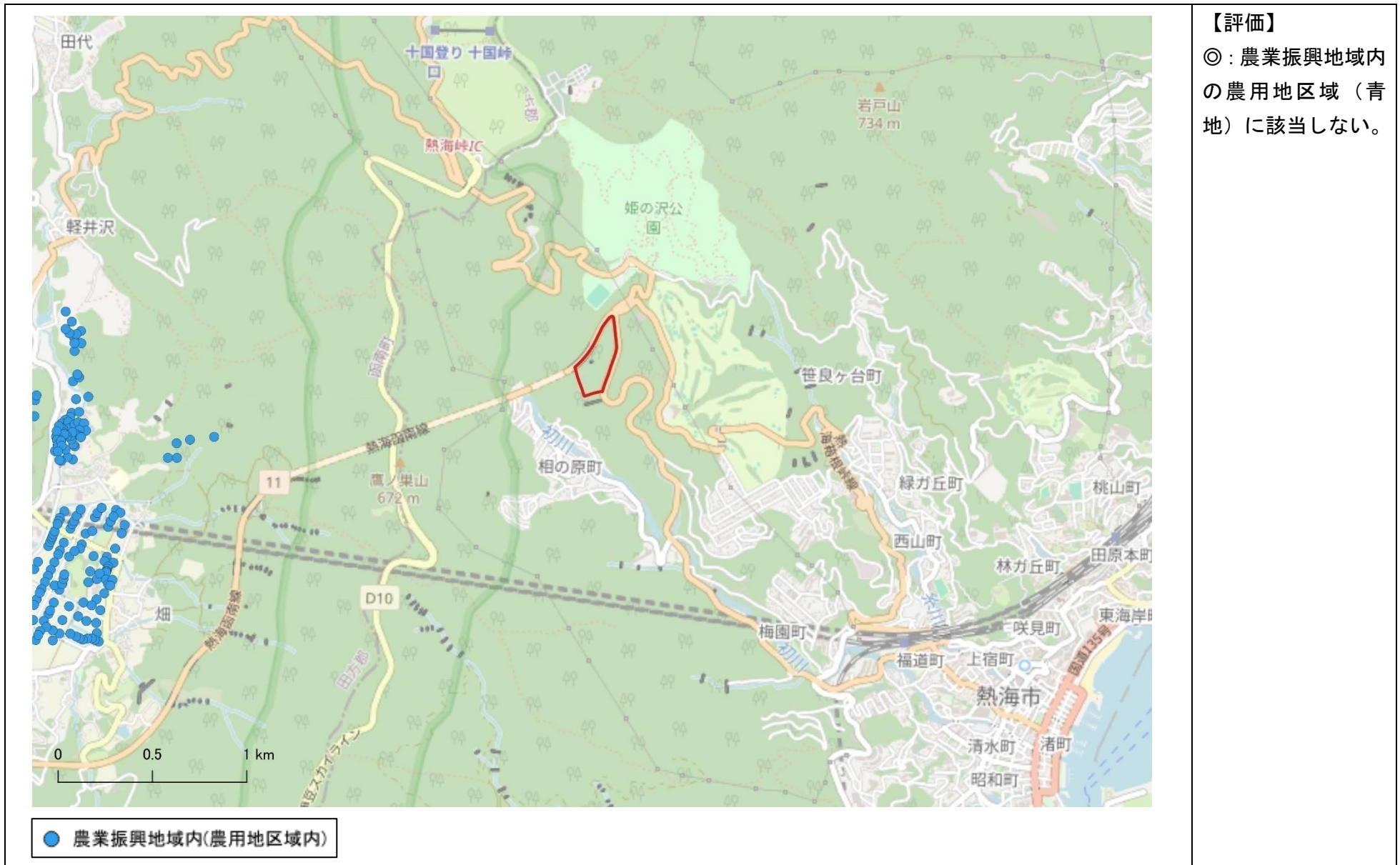
(小項目) 1-1-3 土砂災害防止法



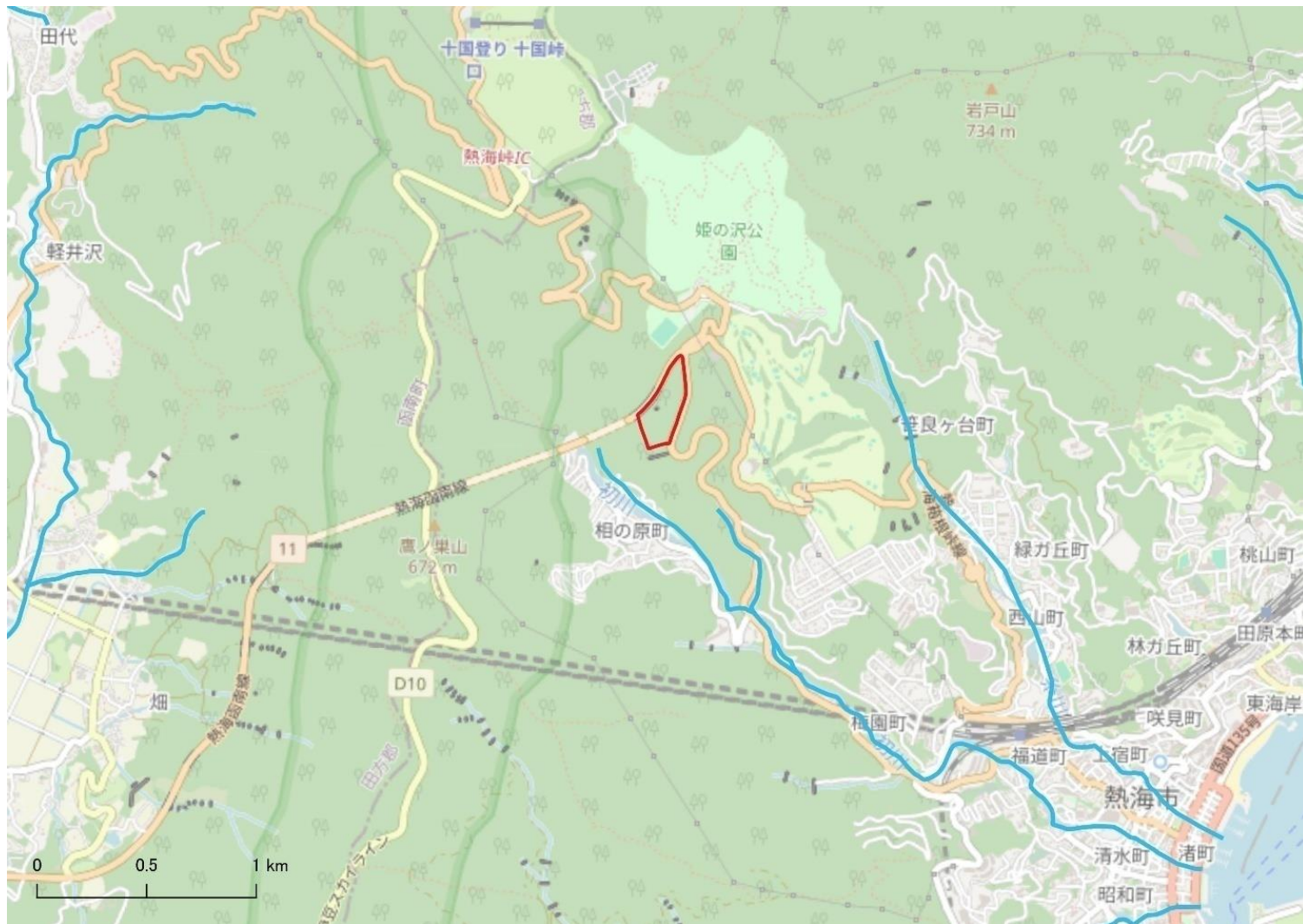
【評価】

◎: 土砂災害警戒区域を含まない。

(小項目) 1-1-4 農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)



(小項目) 1-1-5 河川保全区域 (河川法)

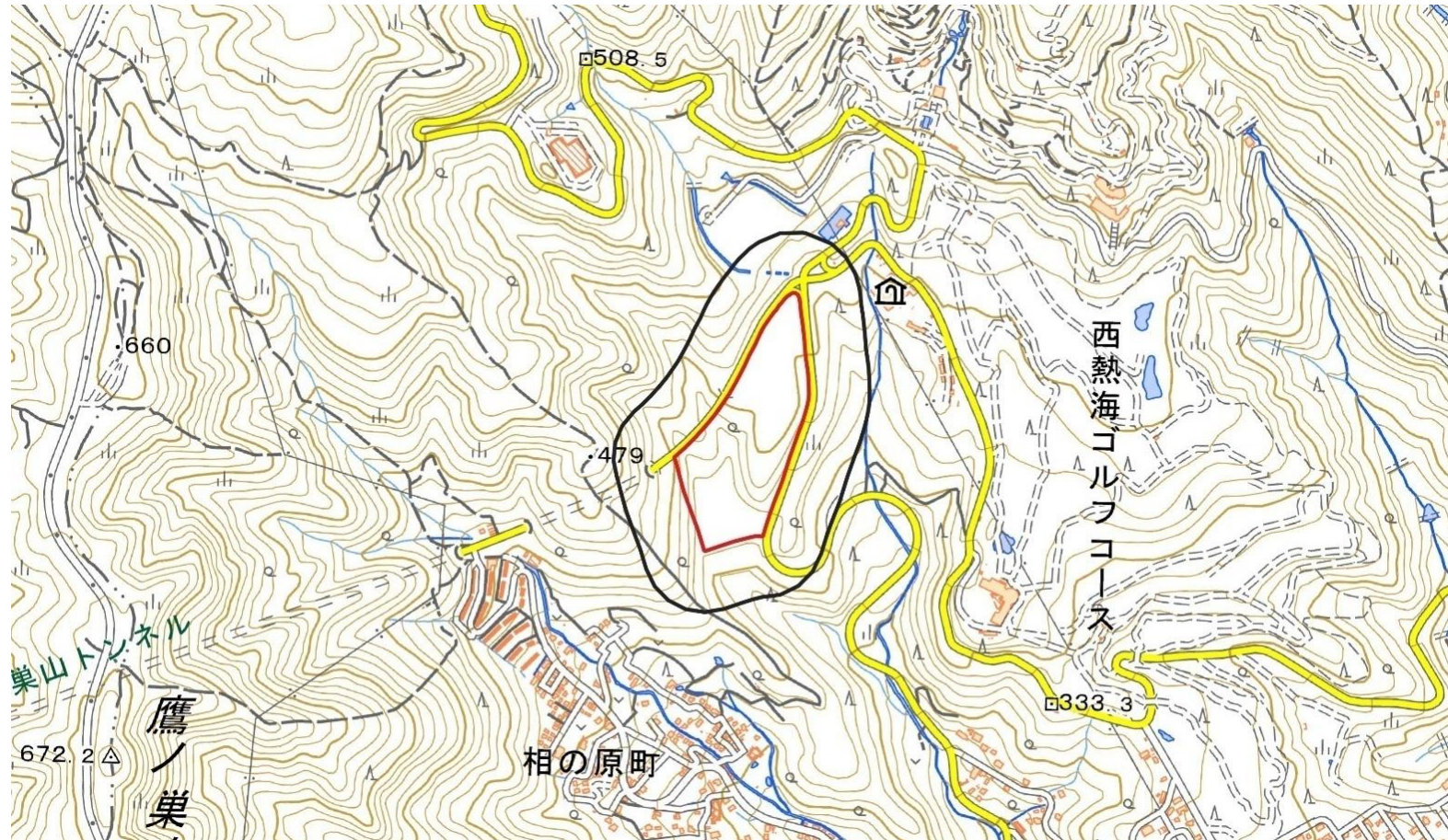



河川

【評価】

◎ : 河川保全区域を
含まない。

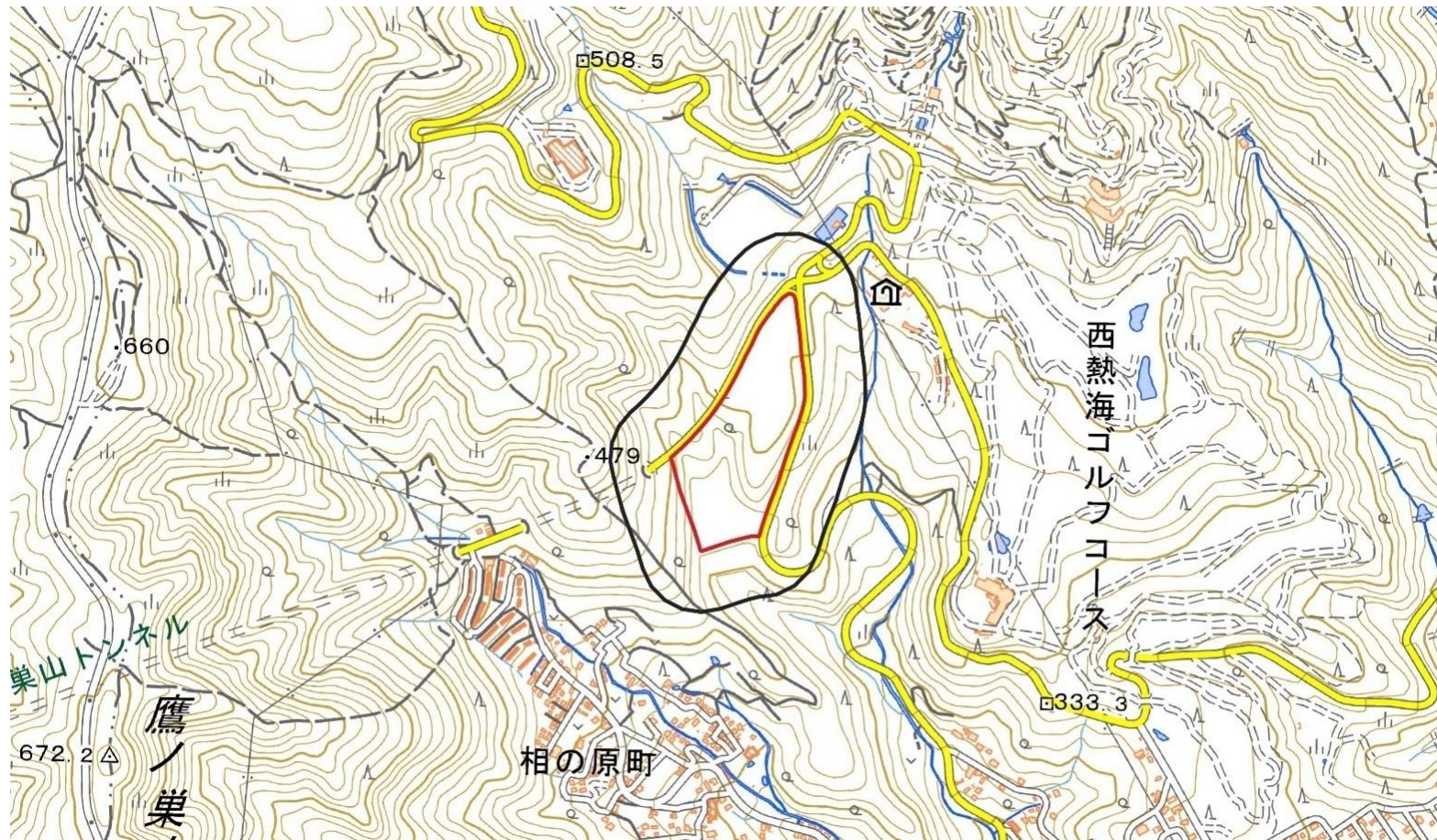
(大項目・中項目) 2. 生活環境の保全 (環境影響評価項目のうち、候補地検討段階を考慮した項目) 2-1 騒音、振動
(小項目) 2-1-1 騒音規制法等に基づく規制基準において特に配慮を要する施設 (学校、保育所、病院等) との距離




 敷地境界から 100m の範囲

【評価】
◎ : 保全対象施設が
100m 圏内に存在し
ない。

(小項目) 2-1-2 住居・集落との距離



 敷地境界から 100mの範囲

【評価】

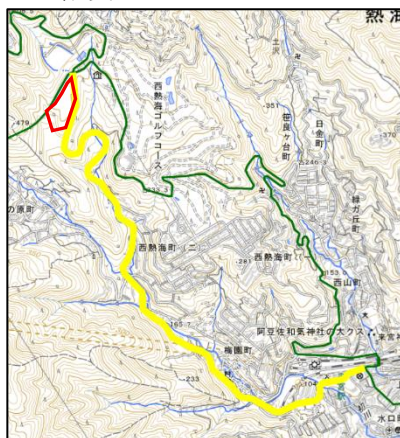
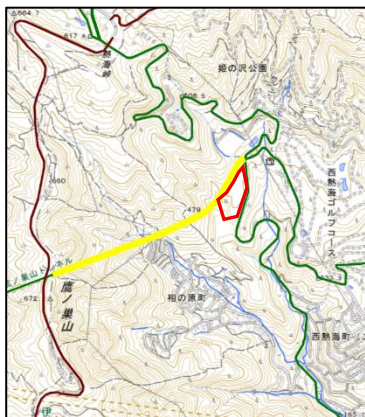
◎: 直近住居・集落が
100m圏内に存在し
ない。

(大項目・中項目) 2. 生活環境の保全 (環境影響評価項目のうち、候補地検討段階を考慮した項目) 2-2 車両影響
 (小項目) 2-2-1 排ガス、騒音、振動、悪臭、安全

・令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表 (抜粋)

基本区間番号	22400110030	基本区間番号	22400110020
道路種別	主要地方道 (都道府県)	道路種別	主要地方道 (都道府県)
路線名	熱海函南線	路線名	熱海函南線
管理区分	都道府県知事又は都道府県	管理区分	都道府県知事又は都道府県
交通量観測地点名	田方郡函南町畑	交通量観測地点名	熱海市梅園町7-19
交通量観測年月日	2021年11月30日	交通量観測年月日	2021年11月27日
24時間自動車類交通量 (上下合計)	小型車 9484台、大型車 1032台 合計 10516台	24時間自動車類交通量 (上下合計)	小型車 10395台、大型車 1115台 合計 11510台
混雑度	1.10	混雑度	0.80

【評価】○：候補地
 近傍のアクセス道路
 が混雑度の多い幹線
 道路である。



(参考) 混雑度の解釈

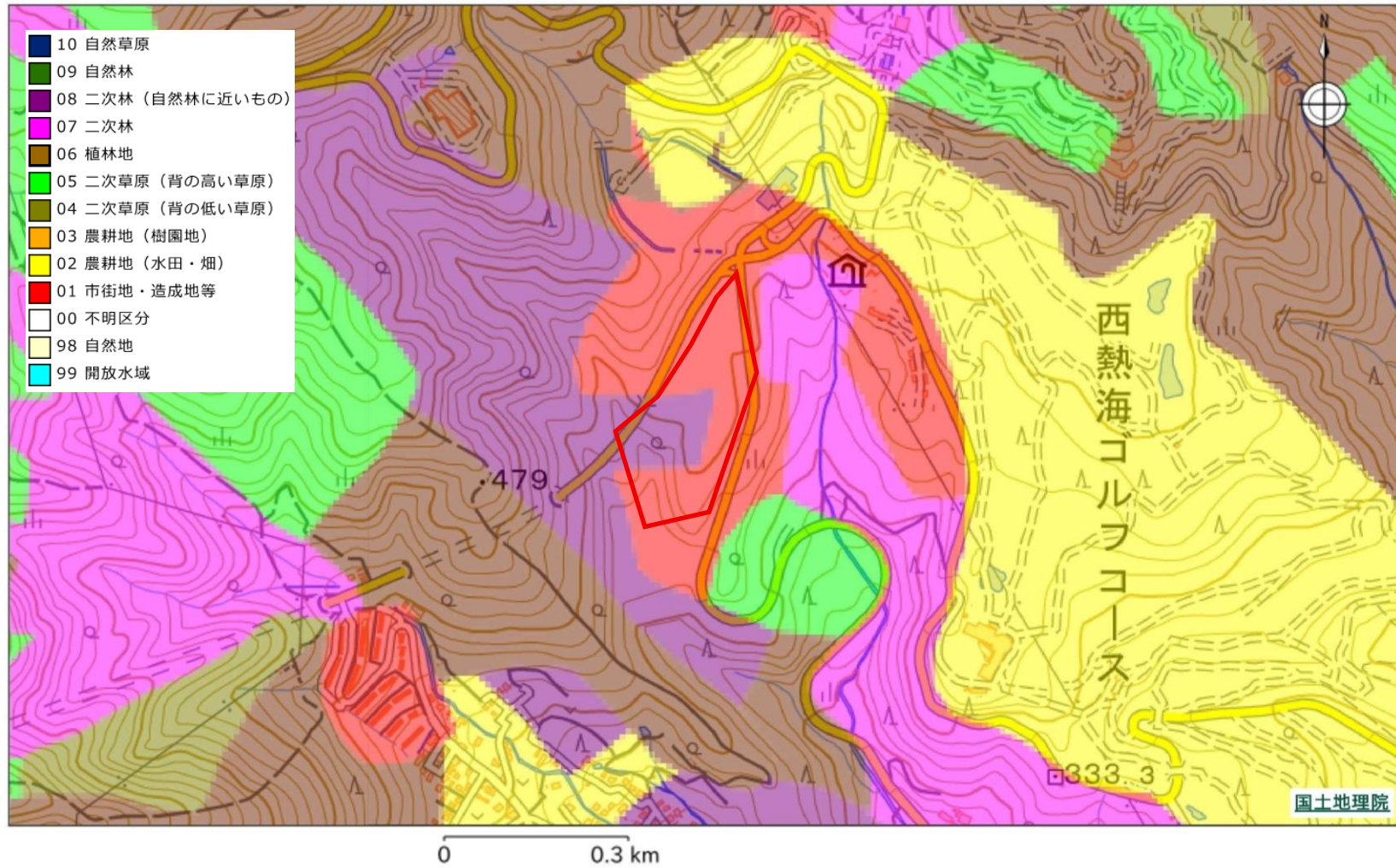
- 混雑度は、道路の混雑の程度を示す指標です。
- 道路の交通量の交通容量に対する比で示しています。
- 道路の交通量が交通容量を超えた状態が混雑です。
- 混雑度は通常1日単位または12時間単位で算出されます。

混雑度	ピーク時 (朝夕等の交通量の多い時間帯)	平常時 (平均的な交通量の時間帯)
0.5		
1.0		
1.5		

出典：建設白書 (建設省、平成元年)

資料：建設白書 (建設省、平成元年)

(大項目・中項目) 3. 自然環境の保全 (候補地検討段階において実施可能な調査を考慮した項目) 3-1 貴重な動植物の保護 (現地踏査を実施)
 (小項目) 3-1-1 植生自然度の高い群落の有無



【評価】

◎ : 植生自然度 9
 以上 (自然植生)
 に該当しない。

(小項目) 3-1-2 巨樹・巨木の存在

・環境省ウェブサイト 巨樹・巨木データベースに登録されている熱海市の巨樹

巨木林は27あり、住所(町)は寺坂、上野地、西山町、官脇、田原であり、名称(施設名)は寺坂、上野地、来の宮神社、玄蕃屋敷であり、候補地内では確認されていない。



■ 巨樹巨木第4回(1988年~1993年)調査分布地点、分布地域

【評価】

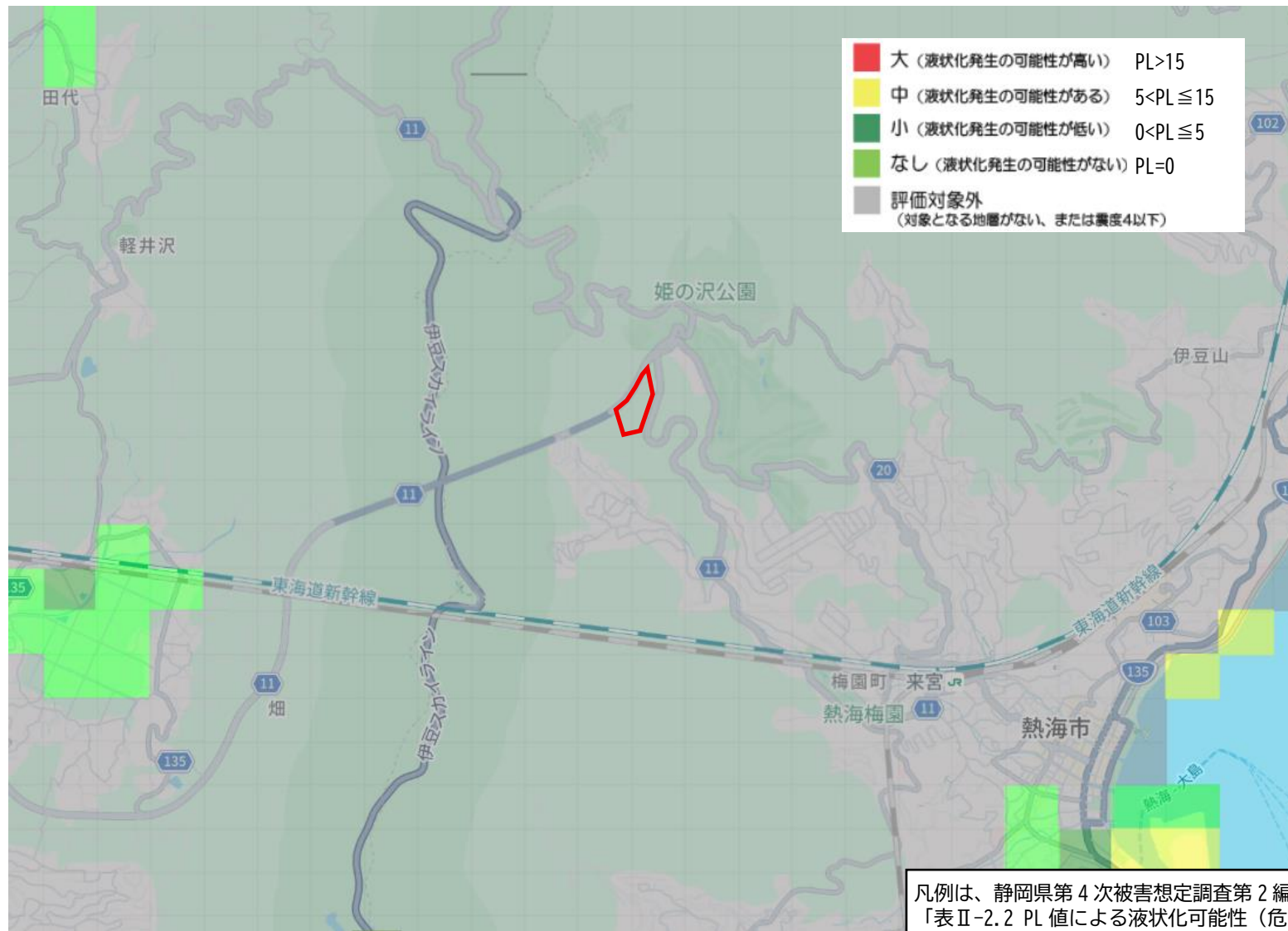
◎：植生自然度9以上(自然植生)に該当しない。

(大項目・中項目) 4. 防災 4-1 候補地の災害リスク

(小項目) 4-1-1 地形地質条件 ※4-1-2 液状化想定、4-1-3 浸水想定レベル以外の観点によるリスク

地質図、地すべり分布図、地質地盤情報データベース、活断層分布図、現地踏査（近傍からの目視確認が中心）等により確認	
--	--

(小項目) 4-1-2 液状化想定

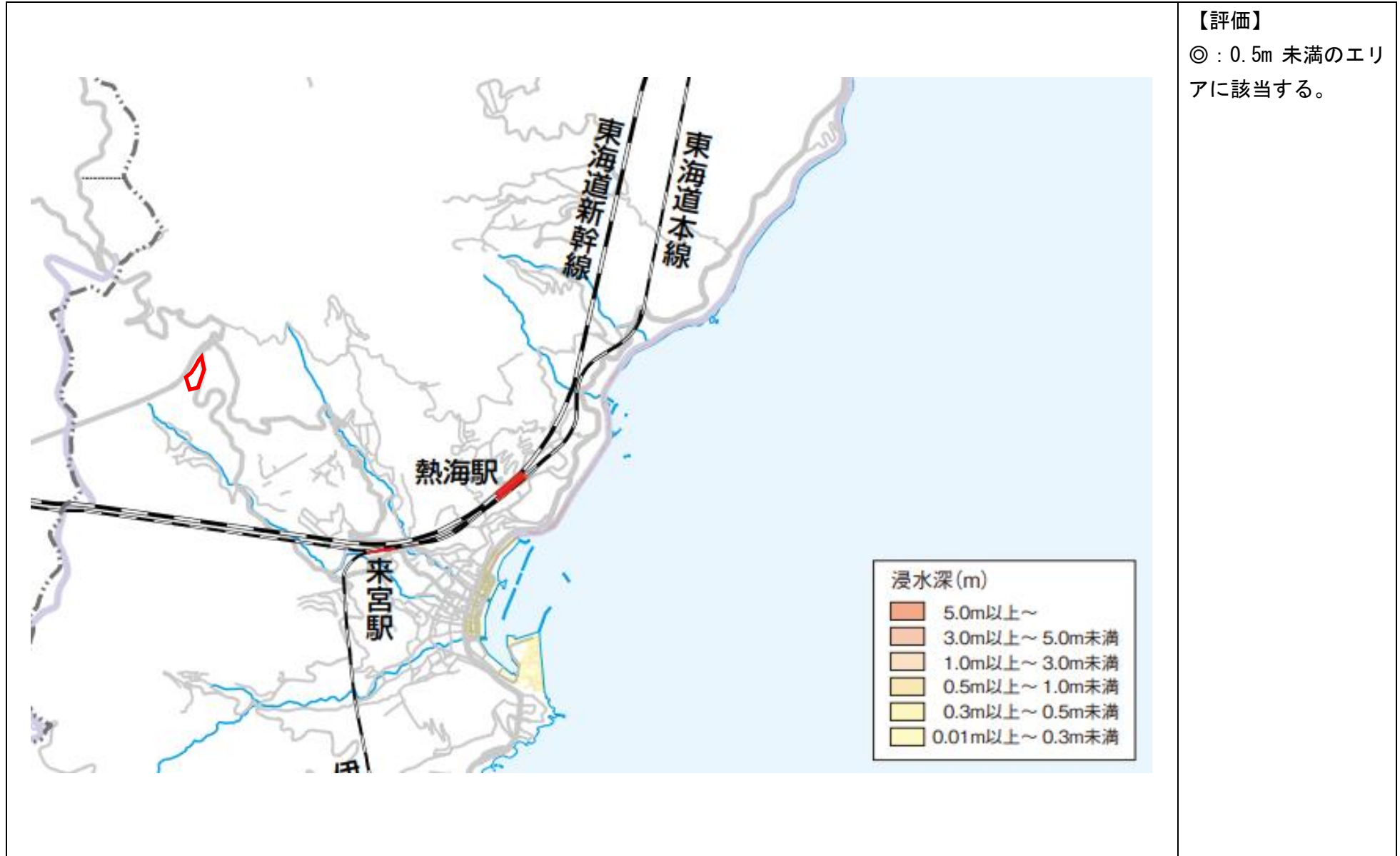


凡例は、静岡県第4次被害想定調査第2編「表Ⅱ-2.2 PL値による液状化可能性(危険度)判定区分」を参照して加筆した

【評価】

◎：液状化が生じる可能性が小 (PL 値<5)

(小項目) 4-1-3 浸水想定レベル



(大項目・中項目) 4. 防災 4-2 運搬ルート of 災害リスク

(小項目) 4-2-1 運搬ルート of 災害リスク

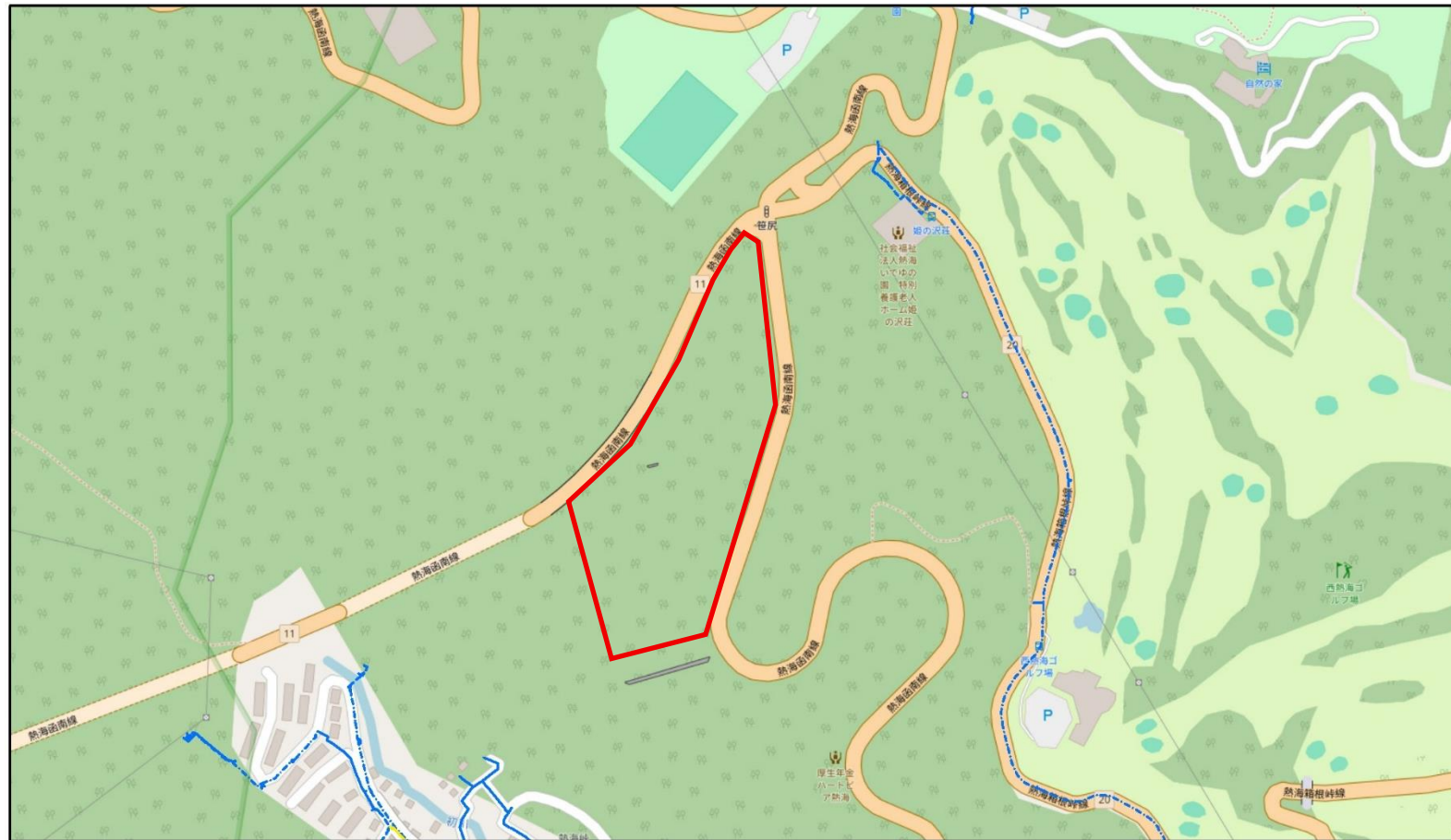
	【評価】
--	-------------

(大項目・中項目) 6. 経済性 6-1 施設整備費以外の費用

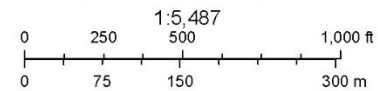
(小項目) 6-1-1 用地取得費、造成費、道路整備費 (既存2車線道路までの整備費)

	【評価】
--	-------------

(大項目・中項目) 6. 経済性 6-2 インフラ条件
 (小項目) 6-2-1 上水道の整備状況



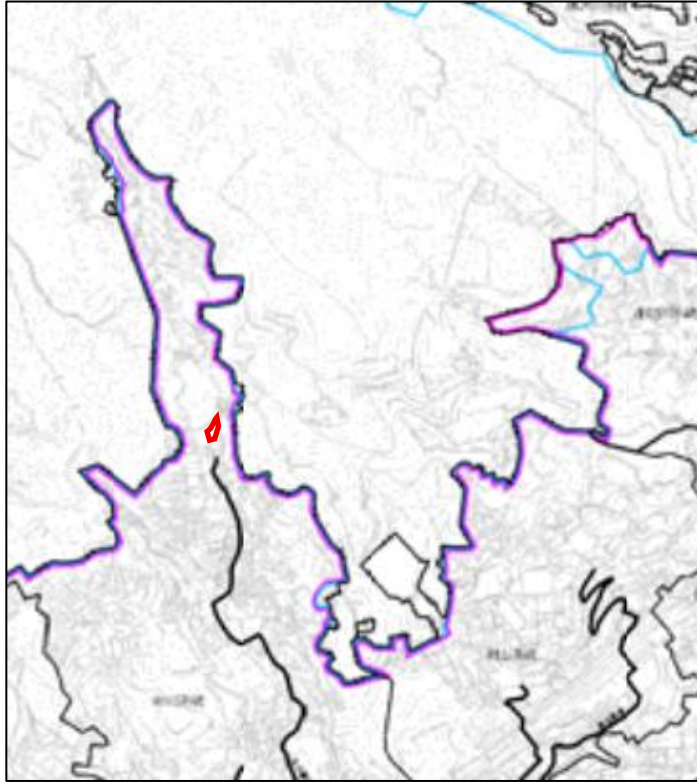
水道 管路		φ50		φ150
		φ75		φ200
		φ100		φ250



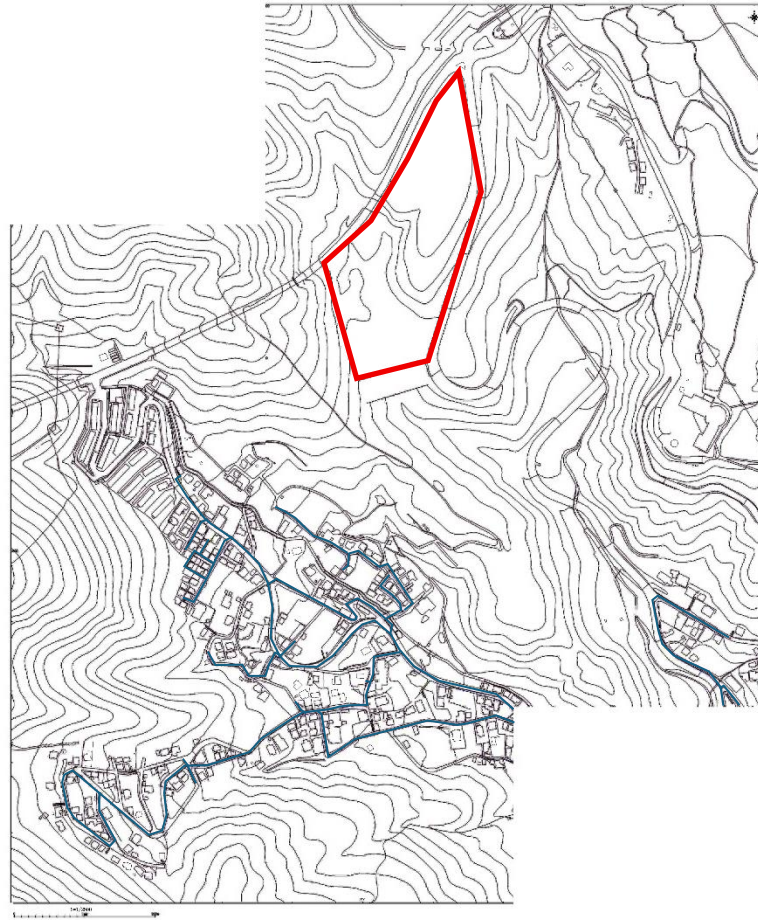
熱海市公営企業部水道温泉課
 上水道管路情報の画面や印刷物を、各種申請・証明・地下埋設物協議・工事等に使用することはできません。また、使用している背景地図は、土地の境界等を示すものではありません。

【評価】
 一里茶屋受水槽からの配水管より接続可能。

(小項目) 6-2-2 下水道の整備状況



左図 (広域) : 色塗りの範囲 下水道計画区域
右図 (拡大) : — 管渠



【評価】

熱海市下水道事業計画区域内（熱海処理区）であるが、接続のためには下水道工事の検討が必要。

(小項目) 6-2-3 変電所、特別高圧線からの距離

【評価】



(小項目) 6-3-1 各市町からのごみの輸送距離、6-3-2 中継施設の設置の可能性

・人口重心の座標

市町名	地名	東経	北緯
三島市	三島市日の出町	138° 92 分 54.76 秒	35 度 12 分 16.36 秒
裾野市	裾野市千福	138° 90 分 43.98 秒	35 度 18 分 99.90 秒
熱海市	熱海市熱海字向山	139° 07 分 19.49 秒	35 度 08 分 79.69 秒
長泉町	長泉町下土狩	138° 89 分 60.05 秒	35 度 13 分 66.36 秒
函南町	函南町柏谷	138° 95 分 66.69 秒	35 度 08 分 87.21 秒

資料：総務省統計局「我が国の人口重心－令和2年国勢調査結果から－」
「各都道府県及び市町村人口重心（10進数）」

・人口重心から熱海市候補地までの輸送距離（片道）

市町名	距離
三島市	19.3km
裾野市	27.7km
熱海市	5.7km
長泉町	25.8km
函南町	11.9km
合計	90.4km

走行距離は経路検索を参考に設定

アンダーライン：18km 以上*の輸送距離

※環境省資料において、「一般に、輸送距離が18 kmを超える場合に、中継施設の導入を検討するとよい。」とある。

【評価】

6-3-1 各市町からのごみの輸送距離：

6-3-2 中継施設の設置の可能性：
三島市、裾野市及び長泉町において、人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超える

第 2 回広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 議事要旨

日時	令和 7 年 9 月 4 日 (木) 13:30~15:00	場所	富士山南東消防本部三島消防庁舎 3 階消防センター
出席者	委員	平井委員長、中澤委員、柳井委員、白井委員、杉山委員、 三枝委員、椎田委員、加藤委員	
	事務局	三島市廃棄物対策課 橋本参事、新井主幹	
	受託業者	日本工営株式会社	
議事要旨			
<p>1. 開会</p> <p>2. 確認事項</p> <p>(1) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地のフロー及びスケジュール (事務局) 資料 1 及び資料 2 をもとに説明。</p> <p>(2) 第 1 回委員会における指摘事項と対応案について (事務局) 資料 3 をもとに説明。</p> <p>3. 協議事項</p> <p>(平井委員長) 本日の協議事項は評価項目及び評価基準である。委員の皆様にご議論いただき、最終的な案としたうえで副市長、副町長による「ごみ処理広域化検討協議会」にて決定する運びとしたい。</p> <p>(1) 第 2 次評価(案)について (事務局) 資料 4 をもとに説明。 (平井委員長) 本資料に対して委員から特に意見はないが、資料 5 と併せて検討する。</p> <p>(2) 評価項目及び評価基準(案)について (事務局) 資料 5 をもとに説明。 (椎田委員) 地域の合意形成について、重要な事項ということで重きを置いて評価基準を作成いただいていると思う。資料 3 及び資料 4 で述べられているように、合意形成については点数評価のみならず記述による調書を作成することでより具体的に評価を行っていく方針が示されている。応募申請書類の【様式 3】自治組織の意向確認の実施状況調書に参考資料という欄があり、そこに一例として「総会議事録など」と記載されている。評価基準 5-1-1 の自治組織の意向確認状況の備考欄「候補地所在自治体による自治組織との意見交換により確認」に、総会資料の写し等の根拠資料の提出について追記してはどうか。</p> <p>5-1-1 の評価基準について、◎は「自治組織への意向確認を実施済み（総会による議決済み）又は候補地がどの自治組織にも属していない。」とされている。前回の選定委員会や検討協議会においても、地域の合意形成は委員から問題提起があった最も重要な事項であると捉えている。評価基準においても 25 点と配点が高くなっている。そのよ</p>			

うな中で、「自治組織への意向確認を実施済み」の場合と、「候補地がどの自治組織にも属していない」という理由で地域の合意形成について確認していない場合とで、両者ともに◎の評価となることに疑問を感じる。候補地が自治組織に属さない場合は、◎の評価基準から「又は候補地がどの自治組織にも属していない。」の記載を削除し、記述による調書の近接する自治組織の意向確認の状況に基づいて評価に反映するとしてはどうか。合意形成の状況に関して踏み込んで根拠づけを行っている中で、自治組織に属さないということでまったく地域の合意形成を図らずに評価を高くすることに疑問を感じる。合意形成は候補地検討段階でも建設が決まった後でも必要になっていくものであり、近接地の自治組織に置き換えて検討していくことが良いと考える。

(事務局) 1つ目の総会資料の写し等を根拠資料として備考欄に加えてはどうかという点について、資料4の記述による調書の様式にあるように議事録を添付いただくことは想定している。御指摘のとおり資料5の備考欄に確認するための資料として総会等の議事録の写しを追記する。

2つ目の評価項目5-1-1の評価基準について、点数評価では資料5評価項目5-1-1の評価基準に注釈があるように、「本項目における自治組織の範囲は候補地が所在する自治組織とする。」としている。記述による調書では、資料4の記載のとおり「候補地が所在する市や町において、事業の実現性を確保する観点から、地域の合意形成が必要と考えられる周辺の自治組織の範囲について、慎重に検討・判断する」として点数評価を記述で補足する形としている。仮に点数評価で記述と同じ条件とした場合、公募の応募者はどこまでの自治組織を対象に意向確認をするか判断が難しいが、一方で公有地の抽出の場合は市町が周辺住民と話をしながら進めることができ、公平性の課題が生じるおそれがある。事務局としては、合意形成は点数だけで評価できるものではないと考えているため、候補地周辺の自治組織の状況については、点数ではなく記述のほうで対応していきたいと考えている。いずれにしても、事業を実現していくうえで地域の合意形成は最も大事な項目であり、自治組織に属していないからといって容易に事業が進められるわけではないということは十分に認識しており、住民の理解を進めていくことが大事であると考えている。

(椎田委員) 総会による議決ということは相当な地域の理解があつてのことと思われ、候補地が自治組織に属さないというだけで総会による議決済みの場合と同じ評価となることがどうかと感じている。候補地が自治組織に属さない場合であっても、近接直近の自治組織に意向確認を行い、同じ評価を行ったうえで判断するほうが情報開示請求や地域への説明責任が求められた際など、選定委員会として一律の基準で評価していると言えるのではないか。

(臼井委員) 委員全員が地域の合意形成は非常に重要であると考えており、委員の意見も理解できるが、自治組織に属さない候補地はこの項目が0点になるということか。

(椎田委員) そうではなく、直近の自治組織における候補地になることについての総会や役員会による議決や説明の実施などの実績を評価することで同じように評価できるのではないかということである。

(白井委員) 先ほど事務局から話があったように、公募による候補地と公有地の抽出による候補地とで近隣に対しての取り組みの難易度が異なって公平性に欠けるのではないかと。また、近隣自治会が 50 m、100 m といった近い距離に存在する場合や、山奥でどこが対象なのか悩ましい場合など、線引きが難しい。こういったことも踏まえ、記述による調査を用いることで、ある程度の公平性が保てるのではないかと考えている。本日いろいろな意見をいただき、方向性を決めていきたい。

(平井委員長) 椎田委員からは、近接する自治組織の判断を仰いだ方が公平性の担保につながるという意見があったが、どのようにお考えか。

(三枝委員) 候補地がどの自治組織にも属していないということは、合意形成ができていないという考え方もあるが、場所的に問題が一つ少ない、一つの条件をクリアしているとも考えられる。その点ではアドバンテージとも考えられる。一方、公平性の観点や、他の評価項目、例えば各市町からのごみの輸送距離などでは距離が離れてしまう等で減点要素になる可能性もある。また、候補地が自治組織に属していない場合に近隣の自治組織の判断を仰ぐのであれば、全ての候補地で近隣の判断を仰ぐことが公平性の確保になると考える。

(加藤委員) 上流側における開発行為に対して下流側の方々が敏感に反応するということは実際起きていることであり、理解を得る範囲がどこまでかという議論は必ずすべきである。時間的制約がある中での候補地選定であるため結論は出せないかもしれないが、説明を尽くし、どうしても理解が得られない場合はそのことを調書に書くことで整理し、判断材料にできるのではないかと。

(杉山委員) 「用地取得の実現性」の観点として重要な項目である。候補地が属するという視点で見ると、一定の条件というものは理解が得られると考える。候補地が属する自治組織があってもその近傍はあるわけで、その自治組織と話を進める中でそちらから反対意見が出てくる可能性もある。「用地取得の実現性」を見るのであれば、このような条件を付けることが一定の理解が得られるものであると考える。

(平井委員長) 各委員からご意見いただいたが、何か意見はあるか。

(白井委員) 各委員からいただいた御意見を踏まえ、幹事会で調整することideいかかか。

(平井委員長) 妥当と思う。幹事会で再度検討を行い、修正案の作成をお願いしたい。

(柳井委員) 各市町で景観条例を制定していると思うが全域を対象に設定しつつ、その中でも特別に配慮する地域が設定されていることもある。そういった地域の評価をどのように考えるか。

高圧線等の支障物がある場合、その撤去等について費用や時間がかかる。用地造成費等に入るかわからないがどこかで評価すべきであろう。

評価項目 4-1-1 の「地形地質状況」について、他の項目が数値等で定量的に評価できるものであるのに対して評価方法や評価基準がはっきりしない。具体的にどのように点数を決定するか、現時点の考えで良いので教えていただきたい。

(事務局) 三島市では市内全域を対象として景観条例が定められている。重点景観区域が 7, 8

か所あるが、いずれも中心市街地である。選定基準で住居地域と商業地域が除外要件とされているため、三島市においては重点景観区域からは外れることになると思われる。他の市町の状況は改めて確認させていただきたい。

支障物の撤去については、移設が困難な構造物がある場合は、選定基準の除外要件に入っている。移設、除外が可能な構造物である場合は、評価項目 6-1 の「施設整備費以外の費用」にて評価することを検討する必要があると思う。

(日本工営) 評価項目 4-1-1 の評価方法の考え方について、活断層等の地形地質条件が事業の継続性に支障を与える場合を考慮したいという考えが発端の項目である。災害発生時は、生活ごみを処理しつつ災害廃棄物の処理を行う必要がある。ごみ処理施設は、その重要な役割を果たすものであるため、活断層等による地形地質的な影響が予測される場合はあらかじめ除外したいという考え方である。ただし、活断層が存在するからと言って必ずしも断層のズレが生じるとは限らない。また、発見された活断層がリスト化されているにすぎず、リストに記載がなくても活断層がないことの証明にはならない。地形・地質のリスク判断は専門家であれば一定程度評価でき、地崩れ等のしやすさ、これまでの発生状況等は場所によりそれぞれ特性がある。これらを考慮し、その場所のリスクを3段階で評価するという考え方である。他の評価項目は既存資料等で客観的に評価できるが、防災の観点での施設の稼働を重視し、文献だけでなく地域の実情をなるべく詳細に検討したいという考えから現在の案とした。

(柳井委員) 項目がある程度揃っているのであれば、特に重点的に評価する項目は明確に示したほうが分かりやすいのではないか。

(中澤委員) 施設の稼働と地形地質状況が抱えるリスクを一緒にしているため論点が分かりづらくなっている。ここでは素因について考えればよいのではないか。例えば、活断層であれば、動くかどうかは別としてそこにあること自体が素因としてマイナスになる。低地であれば洪水や液状化リスク、傾斜地であれば地滑り等に結びつく。地震が発生した場合や活断層が動くかどうかは考えず、土地が持つリスクを網羅して、その中で当てはまるものがどのくらいあるかを評価してはどうか。評価項目 4-2 以降は外力によって影響を受ける場合であるとして切り分けて考えると良いと考える。

(平井委員長) 本事業は静岡県環境影響評価条例の第1種事業であり、将来的に県条例による環境影響評価が必要になる。地形地質は環境影響評価項目でもあるため今のうちから考えていかなければならない項目であり、今後に向けても重要になるため委員の意見を付けて整理いただきたい。

評価項目 2「生活環境の保全」及び 3「自然環境の保全」については、環境影響評価項目でもあり詳細に検討していく必要がある。その中で評価項目 2-1-1 の騒音規制法関連について、学校、病院、保育所等の周辺環境の保全が求められる施設等について、対象施設までの距離を 100 m や 50 m として評価基準が設定されているが、500 m 先、1 km 先の住民から苦情が出るケースも多く見てきている。また、住民にごみ処理の話をするときダイオキシン類の話を知りたいという声は多く挙げられ、将来的に地元住民がダイオキシン類の影響を危惧することは間違いのないと思われる。現段階においてはこの評価基

準で良いが、将来的には環境影響評価をしっかりと行っていくことを踏まえて生活環境の保全の考えを持っていていただきたい。

もう1点、評価項目3の「自然環境の保全」について、評価にあたってはレッドデータブックやレッドリスト等の既存文献を見るという想定か。考えを教えてください。

(日本工営) レッドデータブックは広範囲に希少種の生息可能性等が挙げられているので、その確認によって判断することは考えておらず、環境影響評価の段階で既存資料を整理し、現地調査を行って確認し、対策を検討していく際に活用していく。評価項目3-1-1「植生自然度の高い群落の有無」と3-1-2「巨樹・巨木の存在」は、備考欄のとおり環境省が公表しているウェブページから入手できる情報の確認を想定している。評価項目3-1-3「希少生物の存在」は、環境影響評価でも現地調査を実施して確認するが、現段階でもできる限り検討したいと考えて項目としたものである。候補地の数が分からない中で、すべてについて現地調査を行うことは現実的ではないという考えから、静岡県くらし環境部環境局自然保護課への照会を想定している。情報は時点データを積み重ねたものではあるが、希少生物種の確認の有無は重要な情報となる。現時点での最大限の配慮としてこのような既存情報の確認を行いたい。ただし、捕獲されて売買される可能性もあることから、委員会資料や公表資料等として具体的な生息地の位置図は示さないという方針である。そのため、県に照会を行い、生息しているか否かの結論を記載することを考えている。

(平井委員長) 生活環境や自然環境の保全は、一般論として反対住民の意見の多くを占めるものであり将来的にも重要となるため、しっかりと検討していくことが望ましい。また、環境影響評価で検討するという理由で評価項目から外すと、場合によっては逃げているようにも捉えられかねないため丁寧に説明できるようにしておくこと。

(椎田委員) 候補地が1か所であった場合においてもその候補地を評価したうえで各市町が広域への参加・不参加の意向を表明することになる。評価項目6「経済性」の中には各市町の候補地や抽出地を相対評価する項目があると思うが、そうではない項目は、大項目の採点には結びつかないかもしれないが候補地が1か所であった場合も一度は採点するということで良いか。

(事務局) 候補地が1箇所の場合、大項目6「経済性」は採点しない考えである。小項目は6つあるが、他との比較、相対的な評価がほとんどである。100点満点ではなくなるが、このような形で進めさせていただきたい。

(平井委員長) 本日の意見踏まえ、必要な箇所は事務局で再整理を行い、最終的な評価項目・評価基準を決定していくこととする。修正案についてどの様に各委員に合意を得るか説明いただきたい。

(事務局) 本日もいただいた意見に沿って修正できる箇所は修正し、大項目5「地域の合意形成の状況」は幹事会で協議を行い、まとめたものを選定委員会各委員にメールで送付する。

(平井委員長) 更に意見が出された場合も含め、候補地選定委員会としての協議結果の最終判断と取りまとめは、委員長預かりとすることで良いか。

(事務局) 委員の皆様がよろしければそのような形で進めたい。

(平井委員長) 検討協議会や時間の関係もあるため、そのような進め方でお願いしたい。

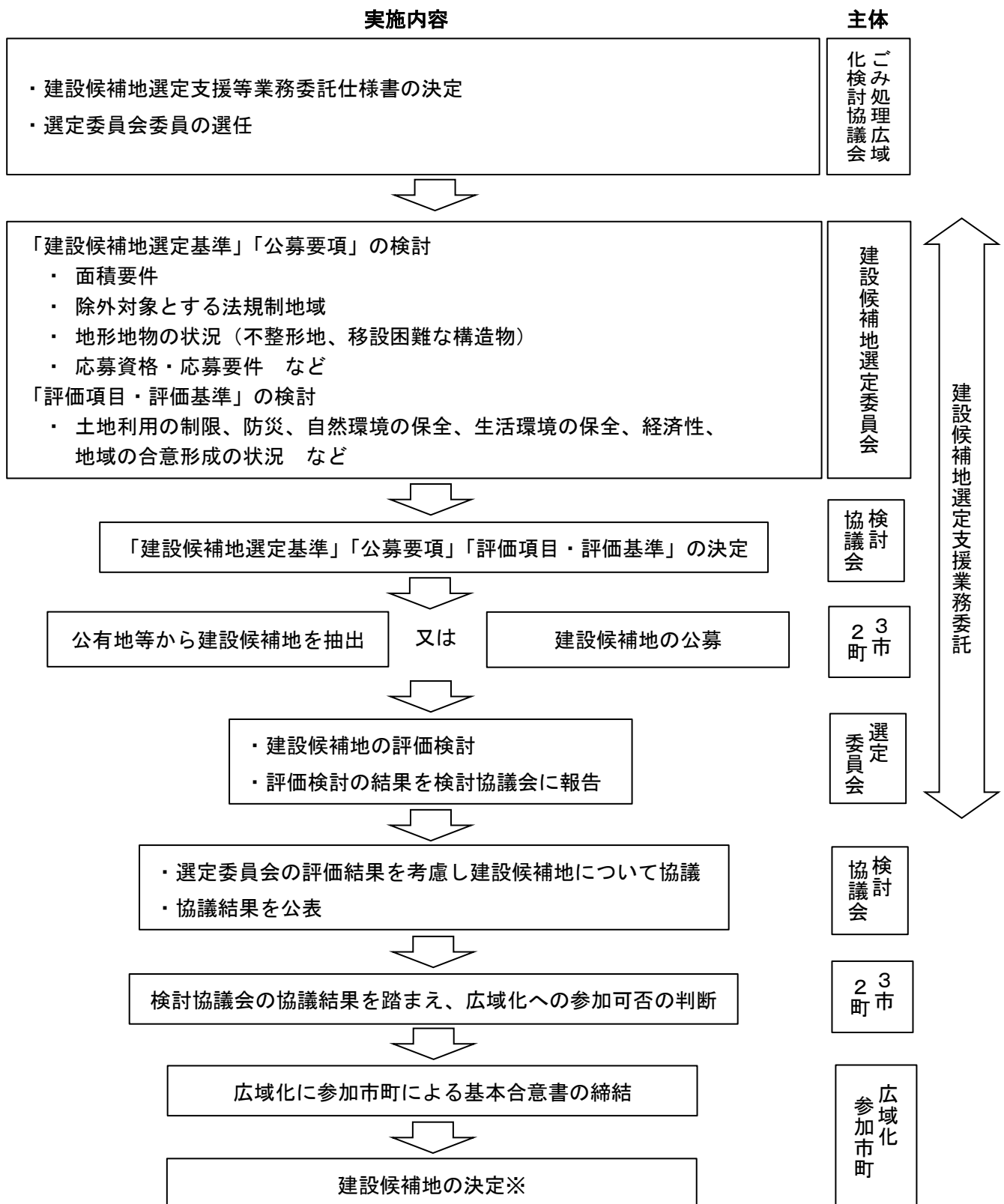
4. その他

(事務局) 今後の進め方として、本日いただいた御意見をもとに必要な修正を加えて選定基準及び公募要項については委員の皆様にもメールで送付させていただく。また、次回の候補地選定委員会は12月24日(水)13時30分から開催予定である。内容は各建設候補地の現地確認と比較検討を予定している。午前中に現地確認を行い、午後に比較検討を予定している。候補地受付終了後にスケジュールを定めて御連絡するので改めて御参集のほどをお願いしたい。

5. 閉会

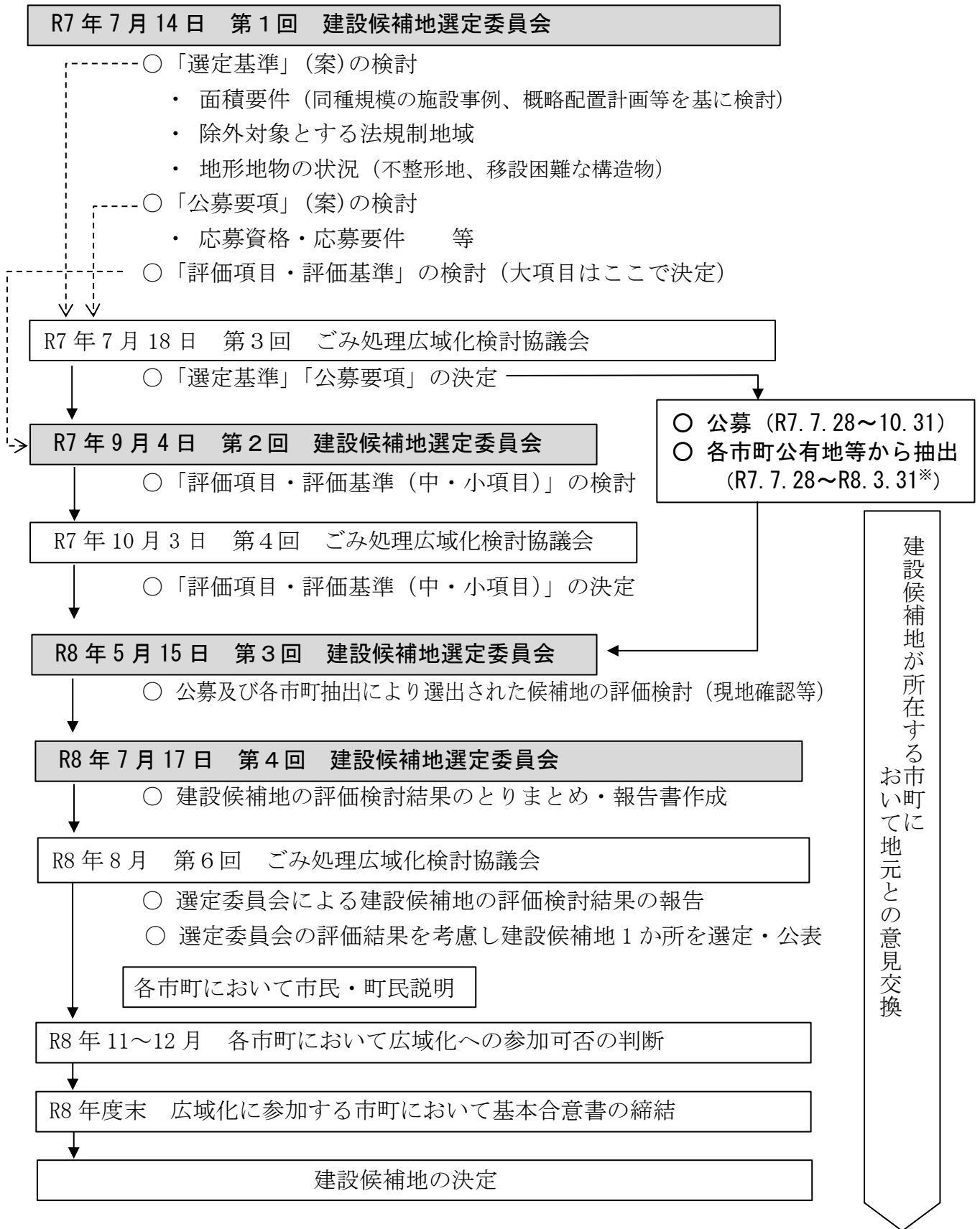
以 上

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定のフロー



※広域化参加市町において、3市2町の枠組みにおける建設候補地がそのままふさわしいかの再検証は必要

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定 スケジュール



※ 「公有地等から抽出」の期間は、第5回検討協議会で協議してR8.3.31に延長